

昭和六十三年四月二十日(水曜日)
午前十一時五十一分開議

委員長 中村 靖君

理事 愛知	和男君	理事 岸田	文武君
理事 北川	正恭君	理事 鳩山	邦夫君
理事 町村	信孝君	理事 佐藤	徳雄君
理事 鍛冶	清君	理事 林	保夫君

逢沢	一郎君	青木	正久君
井出	正一君	石破	茂君
石渡	照久君	工藤	巖君
古賀	正浩君	佐藤	静雄君

佐藤 敬夫君	齊藤斗志二君
杉浦 正健君	園田 博之君
谷川 和穗君	玉沢徳一郎君
渡海紀三朗君	松田 岩夫君

馬場	昇君	有島	重武君
嶋崎	讓君	中西	續介君
松田	九郎君	江田	五月君

文部大臣 中島源太郎君

文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長	古村 澄一君
文部大臣官房總務審議官	川村 恒明君

文部大臣官房會計課長	野崎 弘君
文部省初等中等	

文部省教育助成局長	加戸 守行君
教育局長	西崎 清久君

文教委員会議録第七号 昭和六十三年四月二十日

文部省高等教育局長 阿部 充夫君

文部省学術国際
局私学部長
坂元 弘直君

局長 楠木 治君
文化庁次長 横瀬 庄次君

法務省民事局第
南
敏文君

大藏省銀行局中
小金融課長
鏡味 徳房君

文教委員会調査
室長 高木 高明君

委員の異動
四月二十日
辞任

補欠選任

青木 工藤

玉沢徳一郎君
松田 九郎君

杉 佐
浦 藤

君	君
園田	佐藤
博之君	静雄君

綿貫 北橋

石渡	照久君
滝沢	幸助君

同日
辞任

補欠選任

石渡 佐藤

君 綿貫 民輔君
君 杉浦 正健君

園田
玉沢徳

君 佐藤 敬夫君
君 古賀 正浩君

滝田

石破	茂君
北橋	健治君

同日
辞任

補欠選任

石破 古賀

君	君
青木	工藤
正久君	巖君

四月十九日
教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
同月十八日
大学・高等専門学校関係予算の大幅増額等に関する請願(石井郁子君紹介)(第一五六三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)
教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

○中村委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、昭和六十二年度における私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中西續介君。
○中西(續)委員　私学共済短期経理について、まず質問を申し上げたいと思います。
短期経理を見ますと、医療給付の割合が年々減少して、六十一年六六％、六十二年は六三％にな

つており、四十五年に九二%あったものと比べますと三分の二程度に落ち込んでおります。しかし、六十一年老人保健拠出金の加入者按分率の改定によつて八〇%・二カ月、その結果は二億七千万円増加になり、これがそのまま六十一年度は単年度の不足金になつておるわけです。六十二年は九〇%、これは六十二年から六十四年度までになるわけでありますが、十二カ月按分率になるわけですから三〇・六%の増になり四十四億四千万円、収入増が四十三億一千万円ですから、四十四億四千万円ということになると、これを超えるということになるわけです。したがつて、単年度の赤字というのを見ますと、最大の原因がここにあるとしか言ひようがないわけであります。この点については担当者はするように認めることができますか。

○川村政府委員 私学共済の短期経理でございませけれども、御指摘がございましたように、従来この経理は黒字でございました。たしか昭和四十五年以降黒字が続いておつたわけですけれども、それが赤字に転じた、おつしやとおりでございまして、内容的には最盛期に医療給付の占める割合が全支出の九三%でございましたが、今は多分六〇%ぐらい。結局それは、御指摘がございましたように、老健法の施行に伴います老健拠出金の増、それからつけ加えれば退職者医療給付拠出金ということでございます。一番額が多いのが老健の拠出金でございまして、しかもたゞいま御指摘がございましたように、六十一年の制度改正で、この加入者按分率というものが引き上げられ八〇%になる。さらにそれが九〇%になり、六十五年度以降は一〇〇%ということでございますから、この短期経理の収支を悪化させている最大の原因が老健法に基づく拠出金であるという御指摘は、そのとおりでございます。

○中西(續)委員　そこで、この六十三年から四年にかけても、同様にこれが引き続いて単年度赤字になる原因となることは必至だろうと思うのです。したがって、老人保健拠出金は、将来、六十五年度から一〇〇％になりますからこれはさらに増大するわけですが、六十三年、六十四年、この二年間は推計額ほどのようになるのですか。

○川村政府委員　老健の拠出金自体の推計額はちよつと手元に今ごいませんけれども、それを含めて六十三年度はこの短期経理全体の収支の差が大体八十億圓ぐらゐに達するのではないから、これは短期経理全体の収支でございませけれども、収入と支出の差が六十三年度の推計額では約八十億圓ぐらゐにはなるかというふうに推計をいたしております。

○中西(續)委員　そうしますと、六十一年と六十二年が累計差が六十五億八千三百六十七万圓というところになっておるわけですから、これがさらに拡大されていくということは必至ですね。それが八十億という金額を推計するということになるのですか。

○川村政府委員　私どもの今手持ちの資料でございませけれども、これは六十一年度の決算額で、この短期経理の収支差額は二億四千七百万圓でございます。六十一年度の決算額はまだ出ておりませぬので、六十一年度につきましては予算ベースで収支差額をはじきますと、約六十一億でございませ。でございませから、今御指摘のように六十一年度と二年度を足しますと約六十四億ぐらゐの赤字になる。ですから、六十一年度に二億、六十二年度に約六十一億、六十三年度に八十一億という単年度の赤字が累積をしてくる、こういうこととございませ。

○中西(續)委員　そうなりますと、これとほとんど同様に収支悪化の大きな原因になっておるものとして退職者給付拠出金、これがあつたのではないかと申すわけでありませ。六十一年度が三十九億三千三百五十八万圓、六十二年度が大体五十四億五千三百五十六万圓という程度になるわけであらうと思ふのです。

うと思ふのです。これはあくまでも一割自己負担によつて医療給付が減少枠の枠を超えてこういう結果を生じておるわけでありませけれども、六十二年度が二八・六％の伸びであるし、六十二年度が三八・六％の伸びになっておりますね。

〔委員長退席、町村委員長代理着席〕
そうすると、結果的には六十一年と六十二年の差十五億一千九百九十八万、こう出るわけでありませけれども、これはまさに先ほどの老人保健拠出金とあわせまして単年度赤字に拍車をかけることになりはしないかと思ふのです。そうしますと、これも同じように六十三年あるいは六十四年はどう推計されていませか。

○川村政府委員　先ほど来申し上げております収支の差は、ただいま御指摘の退職者医療給付拠出金を含めての赤字でございませが、ただいま御指摘がございませましたように、その内訳で申し上げますと、六十三年度予算では、まず老健法の方の老人保健拠出金の方は予算額としては二百億、それから退職者給付拠出金の方は約六十一億という数字を計上いたしております。

ただいま御指摘のございませました退職者給付拠出金でございませけれども、これは御案内のとおり七十歳以下の退職者の方に対する給付でございませけれども、その六十一年度の決算見込みでは五十四億、六十一年度の決算では三十九億でございませから、三十九億が五十四億になり、それがさらに六十一億にふえておる、今こういう状況になつておるとございませ。

○中西(續)委員　いづれにしましても、これはも増額の一途をたどつたという事は必至ですね。こうなつてまいりますと、単年度赤字の最大の原因といふものが何であつたかといふことは、結局拠出金によつてその大部分が占められておるというところになっておるわけでは。

したがつて、この赤字総額は、この表を見ますと、六十一年度におきましては六十五億八千三百六十七万圓という結果になります、これは大体総トータルしますと、今言ふように、八十億なり

あるいはそれより以上に拡大をしていくのではないかと申すのでございませども、その点六十三、六十四年度あたりはどうですか。わかる範囲で答えてください。

○川村政府委員　これからの医療費の増に伴います老健拠出金の増がどこまでいくのかということにつきまして、正確な数字は持ち合わせておりませぬ。現在私どもとしては、先ほど申し上げましたように、六十三年度予算で老健拠出金が二百億、それから退職者給付拠出金が六十一億という計上をいたしておりますから、そういうものを含めると、これは短期経理全体でございませけれども、短期経理全体で六十三年度は収入が九百億、それから支出が九百八十一億ということとございませ。でございませから、その収支の差が八十一億ということとございませ。先ほど申しましたように、六十一年度の収支差が六十一億でございませから、この一年間で、さらに単年度で二十億の赤字がふえていくという状況でございませ。これは今後の六十四年度以後の正確な数字は持ち合わせておりませぬ。推計値は持ち合わせておりませけれども、さらにこのままの状態を進めば、これは赤字幅が増大せざるを得ないというふうにと考えております。

○中西(續)委員　そこで、私たちが一番懸念をいたしますのが、累計額が急激に減少していきませので、赤字になれば当然のように出てくるのが掛金率の引き上げにつながるのではないかと申すことを大変心配するわけでは。私はこれは何として、按分率の見直しなり何なりをすることに、組合員の負担に一定の歯止めをかける必要があるのではないかと、均衡のとれた適正な負担となるような措置を講ずべきではないかと思ふのですけれども、この点はどうか。

○川村政府委員　先ほど来申し上げておりますように、この短期給付は全体として御指摘のようなことで、六十一年以来単年度の収支がマイナスに転じたわけとございませ。ただ、先ほど申し上げましたように、その前約十五年間というものは黒

字でございませから、毎年度の収支の差は逆に六十一年以前は黒字でございませましたので、この間それが累積利益金として計上されておるわけとございませ。でございませので、現在のところ、六十二年、六十三年、単年度はそれぞれ赤字でございませけれども、この累積利益金を取り崩すということとでその収支のバランスをとつていふというのが現在の状況でございませ。六十三年度の予算ベースにおきましては、その累積利益金の取り崩しをいたしまして、かつ、差額の累積利益金が百十六億ほど計上してございませ。ですから、六十三年度現在で百十六億ほどの黒字積立金があるということとございませ。これはこの拠出金の増にもよりませけれども、当面はこの累積利益金の取り崩しでもつて対応してまいりたいというふうにと考えております。

○中西(續)委員　そうしますと、六十一年で今言われまして百九十二億六千六百四十万圓というものが累積の黒字になっていませ。そうすると、先ほどから論議されておるようによつて、六十三年度が八十一億の赤字になるのではないかと申すことと申す、この伸び率、一応何も変化ないといふと、六十三年度ベースで見ていませても、六十一年を過ぎると、今度はもう耐え得なくなつてくる、こういう状況になつてまいるわけでは。そうすると、今私が言つたように、当然のように掛金率の引き上げだとかなんとかというやうなことが出てこないとも限らないわけでは。これをやらぬといふとどうするかといふことを考えないといふことは組合員が大変な被害を受けることになるわけでは。この点ひとつ十分考えておられるかどうか。その点についての、今取り崩しで何とか埋めていくということと申すから、そうでなく、何らかの措置をとるべきではないかと思ふのですけれども、何かありますか。

○川村政府委員　御指摘のとおりでございませ。現在は過去の利益金の取り崩しで賄つておる。六十三年度ベースで積立金がまだ百十億程度とございませから、六十三年度、六十四年度という

のは何とかいけるだろう。それから先は、ただいまのペースで行けば御指摘のとおりこの利益金を取り崩してしまうことになるわけでございませう。

その場合どうするかということでございますけれども、短期給付というものがその事柄の性格上賦課方式になっておりまして、毎年度の所要額を掛金で賄うということでございますから、その利益金を取り崩した後のやり方としては、これはこのままの状態を推移するとすれば、掛金率の改定ということも考えざるを得ないのではないかと、うふうに思っております。

ただ、先生先ほど来御指摘いただいておりますように、これだけ急激に悪化したのは、老健拠出金という仕組みの問題がございまして、この老健拠出金の制度、加入者按分率を引き上げた六十一年の制度改正の際に、老健法の附則自体に、こういう仕組みがいかにかどうか考えるべきという附則をつけていただいたということもございまして、

でございますから、我々の私学共済という立場から見れば、ほかの条件が何も変わらなければ、これはやはり先生御指摘のとおり掛金率の検討をせざるを得ないであろう。しかし、そういう一方において、老健法の仕組み自体の問題もございまして、さらに言えば、その根っこになつております医療費自体のあり方の問題、その辺の検討もあるいはあるであろう。でございますから、現在の時点で、積立金がなくなつたらすぐ掛金を引き上げするんだということまで私もまだ申し上げる自信はございませんで、そういう全体の情勢というものをしながら短期給付が機能するように考えていかなくちゃならないというふうに考えておるわけでございます。

○中西(續)委員 私がこのことにこだわるのは、六十五年から一〇〇%になるんだ。そうすると一挙にまたその矛盾というのは激しく金額になつて出てくるわけですね。ですから、それが来年までは何とか累積赤字の中で持ちこたえるとしても、その次の年には今度は一〇〇%という額になる。

こうなつてきたときに慌てても、これは処理できない額になつてくると思ひますね。そうすると、何もやつてなかつたら、たやすい方法ということになつてくると、今言うように、では掛金でいいうか、あるいは極端な言い方をすれば、今一割の負担を強いていきますからお互いみんなでもう少し分け合ひしようなどといった二割負担どうだ、こういうふうな話だつて出てくるとは限らぬです、今まで一割が出てきたときの経過からいいますと、だから、そういう形にならないための措置はどうしたいのかということは今から担当として検討しておかないと、厚生省なり何なりが一定の方針を出すそれに従わざるを得ません、こうなつちゃうと困るわけですよ。ですから今改めて、まだ一年半あるけれども、この時期にどうするかということはある程度討論をしておく必要があるんじゃないかということを私は考えたいわけでありませう。

したがって、これにこだわつて今質問をしておるわけでありませうけれども、いずれにしてもこの点についてある程度の見解を持つことが必要であらうと私は考えるのですが、私の言っていることは間違ひですか。

○川村政府委員 先生御指摘のとおりでございます。そういう掛金の取り扱いについて今から考えなくちゃならないんじゃないか、そのとおりだと思います。おっしゃるとおりでございます。

ただ、先ほどのつけ加えることがあるとすれば、一つは、現在の老健法の仕組み自体の問題でございます。これは先ほど申し上げました六十一年の法改正で附則がつけられて、そのときに、政府としてそういうお金の動きを見ながら「六十五年度までの間に保険者の拠出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に検討を行う」とする。その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。という附則がつけられておる。でございますから、こういう加入者按分率という形で各保険者に負担を課していくことがいいのか、かつてはこれは医療費按分でやつておりましたから、医

療費按分と加入者按分率では、私学共済で言えばそれは医療費按分をやつていただく方がありがたいということもありません。そういう老健法の仕組み自体の問題がございませう。

それからもう一つは、現在二十兆円になんなんとする医療費自体の問題、基本的には医療費が高騰していくことが全体に保険者に負担をかけておるわけでございませうから、やはりその医療費の問題も考えなくちゃならない。

それから、もう一つさらに問題点があるとすれば、第一番目の問題に関連するわけですが、結局この医療費というものは国民全体の医療費でも特に高齢者の医療費が多いわけですから、高齢者の医療費を国民全体がどういう形で負担を分かち合うのかという問題でございます。制度を所管する私どもの立場からいえば、それは私学共済組合の負担は少ない方がいいというところは申し上げますけれども、同時に、全体として医療費の負担の仕組みというものを議論していただいて、そういう中でこの私学共済の適正な負担というものを考えていただきたいと思います。

でございますから、そういういろいろな要素をこれから考えていくという意味におきまして、先生御指摘のように、早く今から検討すべしというのはそのとおりであらうかというふうに思っております。

○中西(續)委員 大臣に、今討論したわけですが、特に出ることは必至ですね。それはないということは考えられないわけですから、その点を今までのように受益者負担一点張りでどうやら来ますと、絶えず一割を二割負担にするとか、先ほど申し上げたように九〇%を今度は一〇〇%にする、これはもう決まつておるわけですね。これがほとんど進行していきまして、その赤字額というものは膨大なものになることは必至ですね。それを埋め合わせる手だてというのは何に求めていくか。こゝには基本的には医療制度そのものについて、これはもう何度でも受益者負担ということでは

それからまた共済年金の場合だつて同じですね。この前指摘をされておりましたように、保険制度が全く――あの討論のときにも出てまいつておりましたように、この基本年金の部分については、むしろ民間の生命保険なり損保にそれだけの定額を掛け、そして引き上げ額があるなら、掛金が高くなるなら、その分を加えてどんどん積み立てていけばその方が有利だという考え方だつて、この前指摘して、そのことに対して厚生省は答弁がでない状況だつたでしょう。ということになつてくると、保険制度が全部しかも悪い状況になつていくというのがもう目に見えてくるから、それをさせないための手だてというものは、どこで歯止めをかけるかというのを考えなくてはならぬと思うのです。ですから、この点はどこで歯止めをかけるかについての検討を直ちに担当のところでもつづけて、今からでもどのように提言をしていくかということをお明らかにしておく必要があるのではないかと思はれますが、どうですか。

○中島国務大臣 中西委員御指摘のように、短期経理をずつと見ていきますと、今六十三年、六十四年は累積赤字の積み立てを取り崩しということ、その間が与えられたアローアンスだと思ひますので、六十五年以降来るべき云々の御指摘は、やはり真剣に考える必要があると思ひます。

政府委員からお答えをいたしましたように、これは一つは老健法の仕組み、この見直しもありましようし、あるいは医療制度そのものの検討もありましようし、また六十五年までにその見直し、検討の宿題もございませう。この点も踏まえまして、御指摘は重要なことだと思ひますので、内部とも、また関係省庁ともよく勉強してまいりたいと思ひます。

○中西(續)委員 ですから、宿題がだんだん多くなつてくるわけですが、やはりこちら側が積極的に提案なり何なりしていかないと、どうしても厚生省ペースで押し切られていくという結果が出てくるわけですね。この点についての政策なり何なりを提言できるような体制をいち早くつくつ

ておく必要は私はあるのではないかと、こう考えるわけですが、ですから、今言われましたようにぜひそれを、ここので終わらないわけですから、必ずもう一度こういう問題についての提起をしてみたいと思いますので、ぜひ検討してください。

それから、長期給付関係の問題でありますけれども、六十五年に向けて、見直しの時期と合わせて、必ず多くの問題が出てくると思うので、給付水準の問題とか財源の問題とか、いろいろ挙げる必要があるでしょう。こうした問題等について何か担当の方では検討してある内容がございますか。

○川村政府委員 長期給付についてのお尋ねでございますけれども、長期給付の方は、ただいまの短期と違ひまして、現在のところ収支の状況は極めて良好である。つまり六十一年度の決算で申し上げますと、収入は約二千七百五十億でございます。それに対して支出が約九百三十八億でございます。この収支差額は約千七百一十二億でございます。これを積み立てるということでございますから、これを積み立てておるといふ状況でございます。現在そういう意味で、その積立金、保有資産として積み立てております金が約一兆一千五百四十四億でございます。一兆一千億程度の保有資産を持つておるといふ状況でございます。これは、私学共済組合が年金制度としては成熟度がかなり低いということもございまして、現在そういうまだ若い制度でございますからこれだけの積立金があるというところで、長期の見通しということも当然しなければいけないわけでございますけれども、ここしばらくは、先ほどの短期と違ひ長期給付の方は安定的に推移するのではないかとこのように思っております。

○中西(續)委員 ですから、この問題はこの前も細かくは同僚の嶋崎委員の方からある程度やりましたので深くは突っ込みませんけれども、そのように、まだ一千億を超える収支黒字があるからこれを積み立てているので云々ということでは私

安心しておれないのではないかと思っています。したがって、この前もちょっと問題になりましたけれども、例えば国鉄共済あたりが、今は鉄道共済ですか、これなんかにつきましても、六十四年までは財源措置はしてありますけれども、六十五年以降はいよいよ国の責任でなくてはならぬのに、また再びたやすくどこかにその帳じりを負担させる、こうしたものが出てくる。この前大臣はオール・ジャパンだとかというふうな言葉を使っておりましたけれども、このときにこそ安易な方法によつてやつてはいけないう、総反響の体制をつくつておかぬとやられるのではないかと、私も我々の責任ではないわけですね。ですから、この点をひとつ十分検討しておくべきではないかと思うのです。

特に、六十五年から六十九年までで一兆五千億くらい必要経費が赤字になるということが既に言われておるわけでしょう。ということになつてまいりますと、例えばここに一千億を超える黒字があるからと言って、これは未成熟だし黒字だからということでもって、全部こちらに持つてこれらという責任転嫁をされたらかなわぬわけですから、そういうことにならぬための措置というのは考えられておるのですか。

○川村政府委員 先ほど申し上げましたように、現在のところ、この長期給付事業は保有資産が一兆円を超えるということでございますけれども、長期の見通しを立てると、これもなかなか厳しい状況でございます。六十一年度の暮れに財源率の再計算をいたしました際に、長期経理の将来の収支見通しをやつたわけでございますけれども、これだけの保有資産を持つておつたとしても、これから毎年度ベースアップが五%、資産の利回りが七%というふうな前提を置いてその資産運用をするということでも推移するとしても、現在の保険料のままで、掛金率が千分の百二というままで参りますと、昭和八十三年年度には単年度収支がもう赤字になるし、九十三年度には現在の一兆円の積立

金もなくなつてしまふ、こういう状況でございます。そういうふうな将来見通しもあるわけでございますから、一兆円あるからといって私も安心しておるといふことは毛頭ないわけでございます。

ただいま御指摘ございましたように、国鉄の、日本鉄道共済の六十五年以降の収支見通しを拝見させていただきますと、年間大体三千億からの赤字が出ておると言われておる。私学共済は非常に組合員の少ない、小さな組合でございますから、一兆円あつたとしても、仮に日本鉄道共済の赤字を転嫁されれば一発でつぶれてしまふのは目に見えておるわけで、そういうことには多分ならないであろうと思ひますけれども、ただいま私学共済の将来の収支見通しを申し上げましたような事情でございますから、私も、全体の中で私学共済としての納得のいく適正な負担ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○中西(續)委員 いずれにしても大臣、その問題とあわせて、こちら側に案を持たないと、これは一挙に押し込まれてしまふわけですから、そうした案をぜひ打ち出していくというのが一番大事ではないか、こう思ひます。そうした点でぜひ早急に論議を起しておいてもらいたいと思うのですが、よろしいですか。

○中島国務大臣 おつしやる点はよくわかります。この間、オール・ジャパンと申し上げましたのは、もう御存じのとおり、私もとしましては五十九年の閣議決定で、一応最終目標は七十年を目途、こういうことになつておるわけでございます。その前に、給付と負担の両面において制度間の調整を進めつづつていこうと思ひます。そのあたりと、それからまた六十年の関係閣僚懇談会においても、六十四年に地ならしするものは地ならしすると申しますが、そのあたりで、先生の御指摘のように、我々としては私学共済の適正な給付と負担を前提として、デیفュエンスと申しますか、その方の検討はやはりよくしておく必要がある。十分考えまして、勉強をしたいと思ひます。

○中西(續)委員 ぜひやつておいてください。同じ私学問題で、助成金の問題が一つ大きな問題として残つていますね。こうしたものに対して、共済問題等についての助成金の問題とあわせて、予算という問題を私学の問題ではもうちょっと深く考えておかないとうまいいかないのじやないかと私は思うので、その関連としてお尋ねしておきます。

私立大学の経常費の補助金を見ますと、五十六年、五十七年ごろをピークにしましてだんだん減少して、当時は一番最高で三〇%くらいだと言われておつたのですけれども、現在では一八・二%。これは六十一年度だけでも、経常費の中に占める割合は落ち込んでしまつていますね。特にこのことがどういふ結果を生むかといひますと、例えば学生が東京で下宿をした場合には百九十六万必要だと言われておる。全国平均で百八十九万五千円だと言われておる。学生の必要経費の平均は十年間で約二倍になつておるわけですね。それから、学費の方だけを見ますと二・四五倍になつておる。十年間で二倍を超えています。そうすると、百九十六万といふことで平均収入世帯を考えると、今私立大学への進学は不可能になつておるといふことか、こう考えるわけですね。機会均等といふことから考えますと、私立も含めてやはりある程度考えなくてはならぬ。ですからこの点、正常な状況に戻すためにはある程度この部分を、財政審だとかいろいろあるところからこれを削れ、削れといふことを言われておるわけですね、そのときに、私学問題について政府が、文部省が、財政審の答申なりあるいは行革審の答申なり、こういうところの言ひ分を受け入れれば受け入れるほどの不均衡は拡大をしていくわけですから、この点、正常な状況に返すという決意があるかどうかお聞きしたいと思ひます。

○坂元政府委員 確かに先生御指摘のとおり、昭和五十一年度から法律補助で、予算補助は四十五年度から私学助成をやつておるわけですが、昭和五十六年度までは年々何百億のオーダーで私学助

成がふえてきたわけでございます。しかしながら五十六年度からスタートいたしました例の臨時行政調査会の、私学助成は総額を抑制し云々という答申が出された以後、五十七年度から臨時答申に基づき予算編成が始まり、同時に五十七年度ごろから、国の財政状況も非常に厳しいということも反映いたしまして、シーリングの段階、概算要求基準の段階からいわゆるマイナスシーリング、ゼロシーリングというのが始まったわけでございます。私どもその中でも、私学助成については文部省の概算要求あるいは予算編成の中で最重要事項の一つとして今日まで努力をまいりましたところでございます。先生も御承知のとおり五十七年度が前年同額、五十八年度、五十九年度は前年度より減をさせられた。六十年、六十一年度は前年度と全く同額、六十二年度、昨年度に至りまして五億円、経費助成の増ができた。それから、本年度は幸いに五億を倍の十億増というふうな増額が認められたということでございます。国の財政が大変厳しいということは私どもも十分承知はいたしておりますが、私学助成の拡充につきましては今後とも文部省として最重要事項の一つとして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中西(續)委員 取り組んでいくといいますが、先ほども部長言われましたように、五億あるいは十億円程度上積みをするだけですから横ばいだと考えていいわけです。そうしますと、経費の方はこの額で、経費費の中に占める割合からいたしますとますます率は下がっていくわけですね。そうすると、私はこの前の議論の過程の中でも申し上げましたように、例えば来年度、六十四年度予算を議論する際に、ほかに幾つものそうしたものを加えなければならぬという必要経費というのが文部省予算の中にたくさんあるわけですね。この前ざっと計算しただけで二千億近くになったわけでしょう。そうすると、ますます行革審なり財政審のそうした声があればあるほど、これが横ばい

いであるからというところを私たちは今安心して見ておれません。ですから、全体的な額というものを拡大をする、大枠をとるといふことになれば別でしょう。しかし、これがとれない、シーリングなり何なりで規制をされておたら完全にはなにか、私はこう考えるわけなんです。ですから、大学だけではなしに高等学校におきましても同じことが言えるわけですね。交付税の問題とあわせて考えていかなければならぬとせんけれども、これがわずかに十億程度増加されたといつてもこのことが大きな影響を与えるわけじゃありませんし、そしてその占める割合というのはさらに低下していつていくわけですから、この点を考えると何となく、しりをまくってこれからのいろいろなところで気遣いすることなくやり放しでやらなければならぬ、こういう状況になっておるのではないかと、思うのですけれども、私学部長、その辺についての決意はあるのですか。

○坂元政府委員 私ども、私学予算を確保するという意味での決意は人後に落ちないつもりでございます。ただ、全体の枠組みの中で今の概算要求制度という国の予算要求の制度、それから一定の限られた財源の中で暮れの予算編成を行う、そういう国全体の財政の仕組みの中で一体どういうようなやり方ができるのかというの、私どもも大変頭の痛いところでございます。ただ、とにかく私学助成を確保することに最大の努力をするというその決意は持っているつもりでございます。

○中西(續)委員 それで、そのように少なくなつてきている、あるいは経費費の中に占める割合が少なくなつてきているのに、六十三年度予算の特徴、私学問題を見ますと六十二年度はプラスわずか十億であつたわけでありまして、一般補助金を二十億削つて特別補助金を三十億増額した。したがって、この増額分と合わせてこういう結果になっておるわけでありまして、私は、

ぜひ問題にしなければならぬと思うのは、こうなつてくるとますます一般補助は減額される可能性が強まってくる。この傾向を強めていく。ですから、特別補助というものが多くの皆さんの中で合意を得ないと、私は、一般補助だけで今対応されておる私立学校の場合にいろいろ多くの問題が出るのではないかと懸念いたします。ですから、今特別補助として挙げられておるいろいろな項目を見ますと確かにあります。しかし、そのことが多くの点かどうか、この

○坂元政府委員 私ども、予算要求をする段階あるいは予算編成で大蔵省と折衝している過程の段階で、全私学連合の方々と十分やりとりをいたしまして、現在のところこういう段階である、それから特別補助の問題、あるいは一般補助と特別補助のシェア、割り振りの問題等についても逐一御報告をし、事実上の御了承を全私学連合の代表者からいただいております。ところで、予算編成を進めておるわけでございます。そういう意味で、でき上がった予算のつくり方については一応私学の関係者にも御同意をいただいております。ふに考えております。

ただ、今先生おっしゃつたように、私どもとしては全体として経費助成の枠をふやす、ふやした中で特別補助のふやし方を少し余計にする、一般補助のふやし方が特別補助のふやし方よりも若干少ないというふうなやり方が最も理想的で好ましいやり方ではないかというふうな考えをしておりますが、先生御指摘のようにわずかに十億しかふえない、その中で私学の独自性、建学の精神に基づいて特別な特色ある教育研究をやつておる、そういう私学の努力をエンカレッジするという意味で、一般補助を若干削つて特別補助の伸びを大きくするということをせざるを得ないわけでございますが、今後は特別補助も一般補助もともに伸ばすというふうに努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

このように全般的には抑制されておる中でここだけは拡大されていっているということになるわけですね、このことが私学全般である程度了解をされておるといふのなりのだけども、そこでもう一つ、この中で特に一番終わりの方にあるのですけれども、地方における高等教育機関の整備、二十九校、これは六十一年度ですけれども、私は、この点がやはり、小規模で地方における大学の場合などにおきましては授業料などを引き上げるということとはほとんどできないわけですね。そういう中で官々として経営に努力しておるまじめな人たちがおるのです。大規模校で物すごい補助金をもらつておるようなところと比べて、大変な努力をしておるようなところがあるのです。私たちが知っている九州のある大学などは、学生数も少ない、しかし三〇%程度の助成金があれば本当に理想的な学校運営ができるんだということを言っているのです。ところが残念なことに一八%にも落ち込んでおるものですか、物すごく四苦八苦しているのです。こういうふうなところ、こういう補助というものの、特別補助が地方における高等教育機関の整備という中に入つておるのだらうか、こう考えています。この点は少しずつ、六十年に比へますと六十一年度は拡大されておる。六十二年の資料を私今ちょっと持っています。その中で明確に指摘することはできませんけれども、この点どうですか。私が言うような方向へ向けて努力し、拡大されておると言つていいのですか。

○坂元政府委員 確かに先生御指摘のように、大規模校にはそれなりのスケールメリットがあるだろうという点も十分考えられるわけでございます。今先生が御指摘のような方向で地方における小さな大学、短大について特別な手当ををするというふうな従来から努力をしておる。ちなみに六十二年度につきましては、前年度二十九校でございましたが、六十校採択いたしまして倍強の特別な措置をしているところでございます。この部分につきましては、今後とも私も厚い

手当てをする方向で努力をしていきたいというふうに考えております。

○中西(續)委員 私学のこうした予算面の問題ですけれども、大臣も、こういう実際の具体的に努力をなさっているようなところをぜひ資料なりを取り寄せていただいで、私学の本来にあるべき方向性というものを、これからますます重要視されていかなくちやならぬわけですから、ぜひこの点について十分な検討をしていただきたいし、この特別補助の交付状況等につきましても目を通していただいで、さらにそうした面についての拡大、そして多くの皆さんに理解いただけるように努めていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○中島国務大臣 私も、私学につきましては教育の中で最も重要な部分だというふうに認識をいたしておりますので、規模その他いろいろな多様な経営上の観点がありましようが、そういう点をよく見ながら、今私学部長がお答えしましたように、そういう面の重点配分その他についてよく見きわめてまいりたいと思います。

○中西(續)委員 そういふ大変予算が絞られた中でいろいろ起った問題で、今まで補助金をカットされた私学等もあるわけですね。そのように、私学といえども、まじめにやっているとところあるいは大きな問題を起しておるところ、いろいろなものがあるという御認識は大臣、いただいでいますか。

○中島国務大臣 ちよつと聞き漏らしましたけれども、私学の中でいろいろな経営状態がある、その中でそれぞれが私学の建学の精神に基づきまして大変な御努力をいたしておると思えます。そういう中で、よき点はさらに伸ばし、改めるべきは着実に改め、そして建学の精神に基づいて健全な学校運営ができ、教育が充足していきますように私どもは努めてまいっておりますし、これからその点で努めてまいりたいと思っております。

○中西(續)委員 ところが、これは五年前にさかのぼるのですけれども、五十八年に国士館大学と

九州産業大学事件がございました。片一方は人殺し、片一方は暴力、そして大変な経営状況になり、しかも補助金をごまかすとかいろいろなことがございまして、したがって文部省からは次官通達などが出ました。と同時に、この二大学については補助金の打ち切りがされたわけですね。

そのときの論議ですけれども、国士館大学の場合には三年前に警告をしておつたにもかかわらず措置をしなかつたのです。そのために学内で人殺しが起つたのです。これは私は指摘をしておつたのです。それから、九州産業大学の場合も大変な状況になるよと言つておつたところが、案の定、補助金のごまかしなどが表面に出た。そして、もう部内における事務は全部うそからうそ、そういう状況になってしまつておりましたので、この両大学については、本来ならばしてはならない特別立法措置をして対応しようというところをこの委員会で確認したわけです。私たちももちろんこのことは正しいとは思つておりません。しかし、うせざるを得ないという中から提案をし、そして文部省もそれに乗らざるを得ないというところになつたわけですね。それくらい多くの問題がこの中には含まれておりました。

ところが、こゝしに入りました、九州産業大学は、指導五項目が示されておつたのですが、審議会でもカットを解除するという状況が出てきたようであります。二五％、二億一千四百万円の補助金をということになつたようであります。これはもう間違いないと思ひます。

そこで、きょうはこういう状況だつたものですから私学財団を呼ぶことはできませんでしたので、部長にちよつとお聞きしますけれども、私学財団は、そういう問題について補助金カットを解除すべきだという意見を持つ、五項目指導に対するそういう確信に満ちた内容が出てきた。私たちとの約束の中では、現地に行つて調査までしますということを言つておりましたけれども、その点どうだったのですか。

○坂元政府委員 私学振興財団が現地に行つて調

査をするというようなことを先生におつしやつた、あるいは約束をしたというような点については私も承知はいたしておりますが、最終的には、私学振興財団は、現地に行かないで向こうから関係者に来ていただいで詳しく説明を聞いて、もちろん私もにも相談がございましたが、それに基づいて補助金の制裁措置を解除して二五％の補助金を出すことにしたのでございます。

○中西(續)委員 そこなんです。この問題に私がこだわるのは、私自身がやつてはならないと思ふようなことまでしてこれに対応し、そして全私学の問題として、正常な形にして多くの皆さんのコンセンサスの中で補助金が交付される体制をつくるべきだというのが私たちの願いです。そのことはまた、ああいう状況があつて私たちの近くにおつた学生、その父母が大変な迷惑をこうむつたし、就職できないという状況だつて出てきたわけですね。それを乗り切つてやるとするならば、提案をした我々も含めてそういう者が納得できるように条件が出てこないといふ問題は私には思つておつたのです。現地に行くといふのも、行つていないでしよ、書類によつて本人たちに来てもらつて。ところが、これはどんなことだつてできる今までの状況があつたわけですね。

そこで、お聞きします。第一の運営体制の刷新と確立を見た場合に、では人事の面ではどうなんですかと私は聞きたいのです。そうなつてまいりますと、名前をこゝでは挙げませんが、当時の部長であつた人たちが、部長という制度をなくして次長制度にして、次長になつてちやんと残つておるのです。しかも、その人たちによつていろいろな書類がごまかされ、告発はしたけれども起訴猶予あるいは不起訴になつたのは、悪いことをした理事者側からそれが告発をされれば事件になるけれども、その他の人からやつたつてこれは事件にはなりません、こうなつて、その当時全部不起訴、起訴猶予になつてしまつたのです。ですから、当然、悪いことをしたのは理事者側ですから理事者が告発するわけなのです。それで全

部見過ごされたのですが、そのときにやつたメンバーの人たちが依然として残つておるのです。あるいはそのほかの役員報酬の問題についても賃金形態にしても、いろいろなものを全部挙げていきますと、あるいは組織、機構そのものを考えてまいりまして、例えば教務部・学生部・事務部長制を廃止したので、その教務部長、学生部長というのには権限が全然ない、そして次長が依然としてこの権限を握つて動かしておるという状況なんです。それにはその当時問題になつた人がちやんと残つておる。言いかえしますと、鶴岡体制がこの五年間残つておるという状況なんです。そういうものが私を悩まして一定の方向というのが出るべきで、それが当然だと私は思ひます。これぐらい私学の問題として大きな問題はないのですから。この点どうなんですか。

○坂元政府委員 当時の部長で既にやめた方もかなりおりますし、それから当時担当課長であつた者が現在部の次長になつておるとか、あるいは課長になつておるといふことで、残つておることは事実でございます。

これらの人々について、当然のこととして当時の理事長なり担当理事の命令によつて動いたといふこともございまして、直ちに全部免職にするといふのもなかなか難しかったのではないかと。これは当然のこととして、私どもが免職権を持つてゐるわけではありませんが、当該大学として直ちにすべての者を免職にする、理事の命令に基づいて動いた事務職員について全部免職にするということもなかなかできなかったのではないかと。いろいろな経緯があつたのだと思つております。

私どもとしましては、これらの職員が残つておるからといつて直ちに鶴岡体制がそのまま温存されておるといふふうには理解いたしております。今の理事会の理事長、理事会の体制のもとで、今の理事なり担当理事の命を受けて整然とした職務を行つておるといふふうには私どもも考えておるところでございます。

○中西(續)委員 私は何もその人々を免職にするとか何とかでなくて、やはり重要な地位にある人々をそこから変更するということはどこだつて当然ですよ。例えばあなただつて懲戒免職にならぬ場合にはこの課の端の方にでも置かれるということだつてあるわけですから、それはあるのです。だから、極端なと思われる課長、それを今度またもとの、そういうことを扱った部長がいて課長がいて、そこで一緒に悪いことをしておつた連中が今度部長でなくて、部長職はなくなつたものだから、今度は次長制になつたらその次長になつておるわけです。こんなばかなことがありまつか。昇格しておるのですよ。それでもつて一定の効果があつたなどという見方を文部省がしたということになれば、これから文部省の人事などというのはそういうふうにするのですか。何か間違つたことをしたときに、その人を昇格させますか。それはさせられぬです。常識です。しかも体制がかわつたというのならおさらのことでしょう。だから私は、昇格するということとは体制がかわつていない、こういうふうにあるのです。こういうふうには挙げていきますと、全部がそうです。

時間がありせんから、では役員報酬はどれくらいになつてゐるか知つていますか。報告がありますか。

○坂元政府委員 六十一年度でございますが、理事長が千六百十六万。常務理事が三人おりました、三人とも千二百四十万。そういうふうに理解いたしております。

○中西(續)委員 ですから、こういうふうに補助金をもらつてないような学校というのは、本当は自費自給をすべきなんです。この学校は役員報酬が高いといつて随分問題になつておつたところだし、そうしたことから今のことを考えると、なぜかといふと、そこで働いておる教員などは依然としてその賃金体系も公開されておらないし、今まであつた六段階の給与表——従来では考えられませんが、一つの中に六段階つくるのだから、一号なら一号の中に全部六段階をつくるので

す。普通のところでは到底考えられぬようなことをやつて、それを押しつけてやる。しかもこれは二年間公開されていません。こういうことを考えると大体想像つくのじゃないですか。ですから、これはおきますが、ではもう一つ、経理の公開はされましたか。

○坂元政府委員 経理問題についてもこの法人は大変問題がございまして、私どもとしましては、当時の私どもの指導の内容ですが、学校法人に帰属すべき収入は正規の手続に従つて適正かつ速やかに学校法人会計に繰り入れること、それから収入支出の裏づけとなる証憑書類は必ず一定期間保存するなど、経理の適正処理に努めるべきであるという指導を行つたところでございます。

その後、この指導を受けて、収入の学校法人会計への適正迅速な繰り入れ、それから収入支出の証憑書類の整理保存に努めるというふうなことで、適正に処理をしてゐるというふうに私ども承知しております。

なお、経理の公開につきましては六十二年年度の決算、これはこれから五月に行われるわけですが、六十二年年度の決算からは経理を学内に公開するというふうに大学側は言つております。

○中西(續)委員 九州のやつをずっと見ますと、まず第一に経理公開というものは常識なんです。こういうことをやつたところでは当然でしょう。それがなければ解く必要はないのです。公機関だつてちゃんとやつておるでしょう。あるいはあなたたちが今カットをしておる福原学園だつて、これを見ると全部やつていますよ。経理公開で問題になるのは、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、人件費支出内訳表、こういうような項目があるわけですが、例えは今カットされておる福原におきましても、どういふふうになつておるかといふと、公開されておらないのはこの項目の中においてたつた一つだけです。他は全部公開をしておるのです。ですから、

ら、こうしたものを考えてみますと、この点については本当に大変な問題ですよ。これはまだ依然としてやられていませんから。しかも、佐藤前学長代理は、使途不明金が多いので経理公開できない、時効を待つしかない、こう言つておるのです。それともう一つは、経理関係の書類を鶴岡が持ち出して、青木理事会ではそれが把握できぬというふうなことも取りざたされ、流されております。だから、中身がどうなつておるのかというところは全くわからぬのです。

今言うように、使途不明金が多いので経理の公開ができぬ、時効を待つしかないというふうなことを前学長代理が言つたということになれば、これは本当に経理がちゃんとできるところであるかどうか、そういうことも調べたんですか、お聞きします。

○坂元政府委員 佐藤学長代理の言については私どもちよつと承知いたしておりますけれども、経理の公開というのは前年度の決算に基づいて毎年度の公開するものでございます。鶴岡体制のときの証憑書類を鶴岡が持ち出したというのは私はあり得ると思ひます。まさに当時の鶴岡はやりたひほうだいのことをやつて、交際費に七千万も使ひ、自分は六千万という年俸をもらつていたとまでございまして、まさに乱脈をきつめた経理をやつておつたことは想像することは容易でございします。しかしながら、青木体制になつてからの経理については、学校法人会計基準に従つて適正に処理してゐるというふうに私ども承知をいたしております。

○中西(續)委員 いずれにしましても、その年度ごとのものをやつてないことは事実でしょう。これからやるのかというのだ。やつて、中身がどうだということを調べた上で、これについては適正だといふ判断をしてやつたというのはいけいけれども、問題はそこなんです。しかも、今度は国の金である助成金を出すというのですから、これはまさに政治的なものといふ考えられませんか。今までは出してはいけい、いけいと言つておつた

のに、これが一挙に、しかも現地調査をするという約束をしておるのに現地調査もせずこれをやらせるといふことになると、何かがあつてこういうものがなされたといふ考えられませんか。これは大変な内容だろと思ひます。

これ以外に、私が指摘をしたと思つたのは、入学選抜方法、これが二つ目です。三つ目が教員組織、四つ目がさつきの問題等を含めて経理適正の処理、そして五つ目に、冒頭で出ておりましたように鶴岡色の排除をするためのいろいろなものがあつたわけですね。こういうものが一挙に通つてしまふなんというところは到底常識としては考えられませんか。大臣、この点をぜひあなたは知つておかないと、これから後、いろいろ政治的な力が加わるといふものがどどんと出てくる可能性がある。この点はぜひ大臣、肝に銘じておいてください。

〔町村委員長代理退席、委員長着席〕
そこで最後に、これは三月二十二日夜六時、九州のRKB毎日ニュースワイドで放映された中身ですが、キャスターいわく「次の衆議院議員選挙で福岡三区から文部省事務次官高石邦男氏が出馬の意向を明らかにした。三区は自民現職の山崎平八郎氏が病氣入院中で進退に注目が集まつてゐるほか、建設省官僚、地元市長も出馬に意欲的と言われ、前回の選挙に次いで保守同士の争いが厳しくなりそうです。」これから後が問題です。「文部省の高石事務次官はきょう、福岡県粕屋郡志免町で行われた選抜高校庭球大会の開会式に出席した後、RKBのインタビューに応じました。高石氏はこの中で、近く退官する予定だが、現在は役所の仕事を一生懸命やる立場にある。しかし、地元で勝手連のように担ぎ上げようという動きが高まつてゐることは感謝してゐる、国政選挙への意欲を示した。さらに続けて、政治的発言の力となるには衆議院と参議院を比較した場合衆議院です、地元の盛り上げを考えていかなければならぬ、このように高石氏は初めて衆議院選挙への出馬の意思を明らかにした上で、自民党安倍派や中

曾根派から誘いがあることを明らかにしました。」「こうなっております。

今このように皆さんが目の色を変えて審議をしようというときに、こうした問題を平気で地元に戻すというの、さっきの政治的な問題というの、こういうところに起因するのではないかと、このことを懸念しておりますからこれについて言ったわけです。政治的中立だとか何だとか言う人たちが、まだ政府高官で在職しておられるに、こういうことを平気で言っておられるということになりますとこれは大変問題です。大臣どうですか。

○中島国務大臣 せっかくの御質問でございますので、私は今の九州での発言はつぶさに伺っておりますが、私が二点申し上げたいのは、今御指摘の人物は文部省の中核の役でございます。そこで、文部行政、教育改革本格実施の年を迎えまして特に重要なときでございますが、そうでなくとも、その役職に全身全霊を傾けて打ち込んでもらうことが当然でございます。それだけは私からも機会があれば強く申し上げます。また、役職に上下はございせんから、文部行政にありまします職員、私もその一員として襟を正して職務遂行に全力を挙げたい、こう思っておりますわけでございます。そういうことでありますから、私は直接当人から相談を受けております。また私が相談を受けるべき立場でもございせん、今相談を受けるとすれば、文部行政をいかにつがなく進めるべきであるかということについては日々相談も、お互いに研さんし合う、そういう点で全力を尽くしているつもりでございます。

○中西(續)委員 今大臣は、この人は中核にいる人と言いましたね。とにかく事務関係でいいますならば最高にいる人ですね、事務次官は。ところが、この人が衆議院、参議院を比較して参議院軽視の発言をしているのです。こういうことを言うことは、これはいろいろ考えて発言したでしょう。しかしその中身は、あくまでも今いる人が立候補

表明をしたと同じような内容でやられておられるわけですから、このことを直ちに受けて、大臣がこの高石事務次官に対してこの点についての責任を明確にとつてもらうということをしてもらわない限り、私はこれは許すことはできません。

○中島国務大臣 個人名を出しての御指摘でございますから、私もその趣旨を解しまして、私が責任ということになりますと、先ほど申しましたように、私は少なくとも文部職員に在るときに文部行政に全身全霊をささげる、これが責任だと思ひますので、私は、もしそういうことがあれば、その余のことは考える余地があるわけがないだろう、そういうことは頭の中から払拭して、そして文部行政に全霊を打ち込みなさい、それがあなたの責任だ、このように申したいと思ひます。

○中西(續)委員 もうやめますが、「『本人は』」衆院に文部省出身者はゼロ。俺が突破口を開くんだ」とヤル気満々。これは文芸春秋五月号に出てくるのです。ですから、私はまさに高官である者が職を利用してそういうことを発言しておるとしか思ふのです。この責任は本人がとるべきだし、むしろ積極的に対応すべきだと私は思うのです。そうしなければこの問題は解決しません。だから、大臣のこの点についてのちゃんとした監督とあなたのこれからの指導なり何なりがどうなるかということによつて決まってくるかと私は思うのです。この点について大臣は、ぜひ責任を持つてやるといふことを言いなさい。

○中島国務大臣 私は、せっかくの御指摘でございますから、よく事実関係は調べてみます。現在まで当人から私に対して身の振り方に対して相談を受けたことはございせんし、また受けるべき立場でもない。そして、もし私が真剣に考えるのであれば、よく事実関係を調べ、そして現在職にある身であるならば、文教行政に全霊を尽くすべきであるといふことを申し伝えるつもりでございます。

○中西(續)委員 委員長、私は不満です。今のようなあれでは、本当に文教行政を、こうして強行

しようとしてやっているわけですから、それなのに……(発言する者あり) 今まであなたのところは大学審議会だつて何だつて強行したじやないですか。そういう前例があるのだから、それを私たちは見逃すわけにはいかないのですよ。見逃すことはできません。ぜひあなたは、こうした点について、もしあなたができぬと言ふなら、あなたの責任ですよ、それを見逃すということになるとあなたも同じだということになるのだから、この点について明確な答弁をしてください。

○中島国務大臣 まさに大変な御審議をいただきにのつとつて、そして文教行政よろしきを得るために全身全霊をささげる、こういう立場にございします。したがつて、責任を遂行するといふことは、その遂行に支障があるようなことは排除しつつ、そして文教行政に万漏なきを期す、これが私に課せられた責任でもあり、文教行政に身を置く職員全員の責任でもある、このように私は考えますので、お答えをいたしておるわけでございます。それが責任のとり方の一つであるかと私ははつきり申し上げておきたいと思ひます。

○中西(續)委員 最後に、私は、ぜひあなたが最後の責任を負うといふことを確認しておきたいと思ひます。しないときには、この次の委員会なり何なりでもう一通この点についてはやります。以上です。

○中村委員長 山原健二郎君。

○山原委員 私立高校の生徒急減対策について伺います。

実は私学共済の理事長さんなりに出ていただいて意見を開きかけたわけですが、そのような時間がありませんで文部省の方に伺います。

この問題は、単に私学の経営のみならず私学共済組合員の減を生み出しまして、共済組合員の年金にも大きな影響を与える深刻な問題でございします。したがつて、先日石井議員がお尋ねしましたが、引き続きいてお伺いしておきたいのですけれども、生徒減がどのようになるか文部省として把握

をしておられるか、具体的な生徒の減とそれに伴う教員の減がどのような形で進行するのか、この点最初に伺つておきたいのです。

○坂元政府委員 申し上げます。
十五歳人口が、これは全国平均でございします。都道府県によつては六十三年にピークが来るところもございします。六十五年にピークが来るところもございしますけれども、六十四年に二百五十七万、百七十八万、その次が百八十六万、百七十七万、百七十二万、百六十七万、百六十一万、その後百五十万台になりまして、以後ずっと百五十万台で推移するといふふうに私も考えているところでございします。

○山原委員 それに伴う教員の減の問題であります。前にひのえうまのときに重大な問題として世間を騒がせましたけれども、今度の場合はさらにそれを上回る落ち込みとなろうとしております。全日本私立中学校高等学校連盟の調査結果では、最高時の昭和六十四年度で、来年度がピーク、これが二百四十八万四千四百人、それが七十九年になりますと百三十九万六千人、こういう数字が出ておりました。実に対六十年年度比で七四・一%にまで落ち込んでしまつております。そればかりではありません。中学校卒業生がそれ以降回復していくか、増員に向かうかといふと、そうではない県が、増員しないところが青森、岩手、秋田、山形など十五県、回復の兆しがあるのが北海道など七県という状態です。さらに再来年には急減に移行するといふ事態を迎えているわけで、今抜本的な対策を立てなければならぬことはもう御承知のところだと思います。

先日の答弁では、生徒の減員が生じても教員の首を切らないで教員を置く場合、教員に対して補助を出すといふことを言つておられました。それだけでは間に合わない事態にならうとしております。対策についてまず第一に考えなければならぬのは、教員の身分の安定確保ということでございます。現在の教員の首を切らないで安定した

授業を行うためにはどうしたらいいかという問題が起こってくるわけですが、これを解決する道は学級の定員を低くするということが一番重大な問題ではないかと思ひますが、この点をどういうふうにお考えになっておられるのか、伺いたいのです。

○坂元政府委員 この十五歳人口の動向というのは十五年前にわかるわけでございます。したがって、長期的な計画を持って私学が十五歳の急増に対応するようにという指導を私も前々からしておりますし、その指導に基づいて各都道府県においては公立立高と私立立高を設けて、急増期にはどういふようなシエで公立と私立が分担するか、それから急増期に向かつてはどういふようなシエでそれに対応していくかというように長期的な計画を持って、今日まで見通しを立てて対応してきていますところでございます。したがって、私もその見通し、長期的な公立立高の役割分担、シエ分担に基づく計画に沿って対応していかれるのじゃないかというふうに考えているところでございます。

それから、先生も御指摘のとおり、現在の高等学校以下の経常費助成は、教員数あるいは学生数に着目いたしまして、その数に応じて給与費あるいは生徒経費を計算して支給しているわけでございます。したがって、各高等学校が、先生が余裕ができたので学級編制を少し縮めるといふような対応をした場合にも、先生に対する補助金については従来と同じような算定の仕方です、補助が行われるはずでございます。

それから、今いる先生を絶対そのまま残しておくとか残さないとかいう、それは個々の高等学校の身分取り扱い、人事の問題でございます。それは個々の高等学校がどういふような経営方針あるいは財政状況かということも十分総合的に勘案して取り扱う問題ではないかと思ひております。ただし、私も一般的には、そういうような場合も含めまして、教員の身分取り扱いあるいは教職員の身分取り扱いあるいは人事については、学内規定あるいは労基法等の一般的な法律はもとより

でありまして、学内規定等に基づいて適正に行うようにという一般的な指導はしているところでございます。

○山原委員 この問題を本当に解決するということになりまして、私は学級定員を低くするということであると思ひます。調査の結果が、今、今の四十五人学級を四十人にしても間に合いません。四十人学級でたえらるるのは滋賀県と沖縄県だけです。あとは三十五人学級にまで持っていかなければだめなわけです。公立高校も含めて三十五人学級に移行するということを直ちに検討すべきだと思ひます。高校は諸外国では二十五人から三十人学級ですから、そういう意味からいいますと、高等学校についても三十五人学級に移行することを本気で考えなければだめだということです。今来ておられるのです。私はこの点については中島文部大臣も同じお気持ちだと思ひますが、この生徒急減というものが、さつき言いましたように、単に私学の経営のみならず私学共済の年金に關係してくるというのを考えますと、この点は深刻な問題として受けとめていただきたいのですが、大臣の御見解を伺っておきたいのです。

○中島国務大臣 おっしゃる通りに、生徒の急激な減少期に入つてまいります。これに対して三つは考えておかなければいかぬ。

その一つは、政府委員からお答えいたしましたように、これは所轄の各都道府県が生徒数その他を基礎として配分方法を定めておられるところでございます。これは、私も私どもとしては、従前から私学の置かれた立場の重要性を十分認識しておりますので、大学、高校を含めまして私学助成の面では、ようやく私学高校につきましても十億円増の私学助成を計上いたしておるところでございます。また、一方で交付金などの手当ても含めまして前年を百五十億ぐらい上回るという手当てはいたしておるところでございますが、なおかつ、これから生徒急減期に對しまして私学そのものが経営上の相当な努力をしていただかないといかぬで

あろう。この三者が一体となりまして、そして今先生おっしゃいますように、急減期に向かつて、私も当面四十人学級というものを六十六年目標に到達するように努力いたしておきますし、とりあえず四十人学級を達成するということを前提に努力いたしておるところでございます。それから、今後、今申し上げた三点を総合的に考えてその対策に努力してまいりたいと思ひます。

○山原委員 私学共済の健全な運営のためにも、この問題は本当に重大な問題だということを重ねて申し上げたいと思ひます。御認識はされておると思ひますけれども、今おっしゃいました私学の経営努力も限界がありますから、例えば生徒の学費に頼つては大変なことで、現在高等学校の場合大体百五十万という数字が出る時世を迎えたわけですね。私立大学の場合は二百万時代と言われることで、これは教育の機会均等にとっても重大な中身を持つていられるわけでございます。この学費軽減のための助成と経常費に対する助成の検討をしなければなりません。また、公立と私立の格差をこの際なくしていくというこの検討もしなければならぬと思ひます。こういう意味で、生徒の急減少という時期を迎えまして私学助成の抜本的検討を行わなければ大変な事態になる。その意味では、これはしばしば使われてきたわけですが、私も、私は臨教審の第三次答申もここへ持つてきました。事実關係において、臨教審の答申あるいは審議経過の概要の中で、ここだけは私も私と考へ方が一致するのです。日本の高等教育に対する公費支出の問題、これはアメリカ、イギリス、西ドイツ等と比べても、この指摘は事実なものです。ですから、臨教審の答申の中で一番ここが一致するところなのです。ところが、こういう問題については一致はするけれども、さて、今度の国会を見ますと、率直に言ふと、こういう問題についての政府側の法案といふと、財政支出の問題は極度に絞られておる。そして出てきたのが、臨教審答申の中の、今の国会で問題になつておる六法案が出てくる。このところが、臨教審の答申

の中でいわばつまみ食いの六つが今出てきて、この委員会も大変な苦悩をしているわけでありませうけれども、この点の指摘をしておきたいと思ひます。私学助成についても本当に抜本的検討が必要であるというところは、異論がないと思ひます。

もう一つは、私学助成の問題につきまして特別補助について伺いたいのですが、我々はかつて私学助成法をつくりましたときに、附帯決議の中で経常費の二分の一を早期に実現するという国会側の決議をしておられるわけですが、経常費助成が全体として抑制されている中で、特別補助だけは五十八年の三・五％から六十三年の七・五％と倍以上に伸びております。この補助基準は具体的にどういふ内容なのかということをお聞きしたいのです。経常費助成は教職員の福利厚生費、教育研究経常費、研究旅費などが対象でございますが、特別補助というのはどういふ性格のものなのか、これを伺っておきたいのです。

○坂元政府委員 確かに先生御指摘のとおり、特別補助は年々拡充してきております。これは臨調答申でも特別補助を重視していけという指摘もございましたし、先生がただいまお褒めいただきました臨教審答申におきまして、一般補助を維持充実することはもとより、特別補助を飛躍的に拡大せよという指摘をいただいているところでございます。それから特別補助も経常費助成の一環でございます。経常費助成の一環の中で、各私学が建学の精神に基づいて特色ある教育あるいは社会的に需要の高い教育研究を行っている場合に、その経常費助成を上乗せするという仕組みでございます。

中身についての御質問でございましたが、まず特別補助がどういふ項目について出されておるかを示し上げますと、夜間学部等の教育あるいは特定分野の人材養成、大学院教育、研究所等における教育研究、教育研究の国際交流、身体障害者の受け入れ、それから大学教育の開放、それから先ほど来中西先生からも御質問がございました地方における高等教育機関の整備、それからさらに

個々の細かい特色ある教育研究というような項目に着目して特別補助を出しているわけではございませんが、ちなみに夜間学部等の教育に対してはどういうような基準で出しているかということではございますが、昼間と夜間との授業料格差の状況、例えば昼間と夜間とほとんど同じ授業料を取っておるといふようなところについては、調整額をぐっと掛けまして金額が少なくなります。むしろ昼間と比べて夜間は非常に授業料を低くしておるといふような大学、それから夜間といふにしても昼間に落ちて夜間に行くという者もおります関係上、学生のうち勤労学生がどのくらいの割合であるかという点に着目して、学生数に一定の単価を掛けて算定しているわけではございます。それから特定分野の人材養成、これは社会福祉教育、看護婦養成、養護学校教員等の養成でございますが、これは関連施設への就職の割合に着目いたしまして、例えば社会福祉関係の学部を出しても社会福祉関連施設にはほとんど行かない、半分も行かないというような状況の学部もございまして、したがって、関連施設への就職の割合に着目しているかという割合をもとにいたしまして傾斜配分するわけですが、学生数に一定の単価を掛けて補助金を出しているところではございます。それから大学院教育でございますが、これはつい最近大学院を設置したところではまだ教育研究が十分でないというところで、開設年度と教員と学生数を算定基準といたしまして一定の単価を掛けて補助金を算定しているところではございます。それから研究所等においては、そういうことでもかなり細かく、私も最終的には学生数あるいは教員数あるいはかかった経費等に着眼して経費を算定しているところではございます。

○山原委員 いわゆる経費は横ばい状態ですね。その中でこの特別補助が倍に膨れ上がる。これが膨れ上がることは、我々が経費と言ってきたものが縮まるのは、私は今おっしゃることが悪いと言っておるのじゃないです。そのことによって、いわゆる経費としての性格を持つ

ておるものが次第に縮まっていく。国会の決議は二分の一に早期に近づくとありますが、現在は一八・二％です。あの法律ができたときには二〇・六％、それからずっと上がって、ピークの時期には二九％近くまでいって、それがまたずっと下がるという格好で、国会決議の二分の一を目指すという考え方が変わったのではないかと、いうことさえ考えられる情勢があるわけですね。

それから、国立大学も十分ではありませんけれども、私学はなお教育研究条件の整備が不十分であることは、教員一人当たりの学生数で国立が八・三、私学が二四・一、これは今まではばばば指摘をされてきたところではございます。そういう意味で、私学助成の目的を堅持して前進をする必要があるということをお願いしまして、これは大臣の決意を伺いたいと思います。

また、私学共済が充実していくためには、何と申しても私学経営と教育研究条件の安定が不可欠でございます。その意味で文部省は学費値上げの悪循環を、当然というふうにもちろん思わないで、これをどこかで解決していくという真剣な検討を要求したいと思っております。

時間が参りましたのでこれでおきますが、最後に大臣の御見解を伺って、私の質問を終わります。

○中島国務大臣 特別補助と一般補助の問題でございますが、確かに私も特別補助も経費助成の一環であると考えてはおります。ただし、かといって一般助成の比率が減ることのないように、これはまた私学助成全般の中で私も心していかなければならぬと思っております。

それから後段で、私学共済との関連でございますが、私はまさに私学共済そのものが、そこに動めておられます職員の方々ははじめ、安定した基盤の上で十分にその職責を果たしていただくという、精神的なまた実態的な生活安定の基盤であり、また私学共済充実のためには教育の安定、その他給付と負担の適正化に対しても十分配慮していくべきことであろうと考えまして、御指摘の点は心に置いて努力をいたしてまいります。

○山原委員 終わります。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時三十八分休憩

午後一時三十八分休憩

午後二時四十九分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。(発言する者、離席する者あり)

議事進行に關し北川正恭君から発言を求められおりますので、これを許します。北川正恭君。

○北川(正)委員 動議を提出いたします。

すなわち、内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案並びに教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

○中村委員長 北川君の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立多数。よって、さよう決しました。(発言する者あり)

内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案並びに教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。中島文部大臣。

学校教育法の一部を改正する法律案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○中島国務大臣 このたび、政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の修業年限を弾力化すること並びにそれらの課程と連携できる技能教育施設の指定を都道府県の教育委員会において行うことについて規定しているものであります。

これは、臨時教育審議会の答申を受け、高等学校教育の多様化、弾力化等を図るためのものであり、以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、技能教育施設の指定を都道府県において行うこととあります。

現在、高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒については、文部大臣の指定する専修学校、職業訓練校等の技能教育施設においてあわせて教育を受けている場合、一定の範囲内で技能教育施設における学習を高等学校での学習とみなすことができることとなっております。これは、昭和三十六年の学校教育法の一部改正によって設けられた制度であり、その当時においては、新しい制度であることなどから文部大臣が個別に指定することとしたましたが、制度発足以来既に二十五年以上経過し、今日では定着したものととなっております。そこで、指定の基準は従来どおり文部大臣が定めることとして教育水準を確保しつつ、指定自体については都道府県の教育委員会において行うこととするものであります。

第二は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の修業年限の弾力化であります。

現在、これらの課程の修業年限は四年以上とさ

れていますが、現行制度を定めてから約四十年を経過した今日では、生徒の勤労形態が多様化するとともに、定時併修、技能連携等によって履修形態の弾力化が図られてきております。これらのことから、定時制の課程及び通信制の課程の生徒であつても、三年間で高等学校を卒業するために必要な単位を履修できる実情が生じています。そこで、修業年限を三年以上に改めることにより、生徒の実態に応じて三年でも卒業できる道を開こうとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

次に、このたび、政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

今日、教育委員会が、制度本来の目的と精神に沿つて、その役割と機能を発揮するとともに、社会の変化や新たな行政需要に対応して、効率的かつ総合的な地方教育行政を推進していくことが一層強く期待されております。

教育委員会が、今後このような期待される役割、機能を十分に果たし、その使命を遂行するためには、教育委員会の組織及び運営に関し所要の改善を加え、活性化を図ることが肝要であります。

そのためには、教育委員会が適切な機能を果たす上で極めて重要な権限と責任を有する職である教育長に適切な人材を求め、その事務処理体制の充実強化を図ることが特に必要であります。

今回の改正は、臨時教育審議会の答申を受けて、このような観点から、教育長に適切な人材を得るための措置を講ずることを内容とするものであります。以下、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、市町村教育委員会の教育長を専任とす

ることでありま

これは、市町村教育委員会の教育長は当該市町村教育委員会の委員の中から任命することとされている現行制度を改め、教育長の任命に当たっては、こうした限定を設けずに、広く適任者を選任し得ることとするともに、教育委員と教育長とが、それぞれ職務を適切に分担し、教育長がその職務に専念することができるよう、市町村教育委員会に専任の教育長を置くこととするものであります。ただし、市町村教育委員会は、必要があると認める場合には、教育委員である者を教育長に兼ねて任命することができるとしてあります。

第二は、教育長の職を任期制とすることであり

これは、教育長が一定期間その職に在職し、計画的、継続的に職務を遂行することができるよう、教育長に任期制を導入するものであります。この場合、その任期は四年とし、再任されることのできることにしております。

この法律は、公布の日から施行することとしてあります。また、以上の制度改正に伴う所要の経過措置を講ずることとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、このたび、政府から提出いたしました教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

学校教育の成否は、これを担当する教員の資質能力に負うところが極めて大きく、今後の社会の進展や学校教育の内容の変化等に応じた教育を展開していくに当たり、教員みずからその自覚を高め、教育力の向上を図ることが必要不可欠であります。

現下の教育課題を解決し、また教育の質的向上

を図るため、教員には、従来にも増して教育者としての使命感、幼児、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、そしてこれらを基盤とした実践的指導力などが求められております。

このような教員としての資質能力は、教員の養成教育のみならず、教職生活を通じて次第に形成されていくものであります。その場合、教員自身が研さんを重ねることによってその資質能力を高めていくことが基本となることはもとよりであります。また、これとともに、教員の任命権者が教職生活の全体にわたって適切な研修の機会を提供することが必要であります。

とりわけ、初任者の時期は、教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期であります。この時期に、現職研修の第一段階として、組織的、計画的な研修を実施し、実践的指導力や教員としての使命感を深めさせ、また幅広い知見を得させることは、この時期における初任者にとつて、また、その後の教員としての職能成長にとつても、欠くことのできないものであります。

そのため、今般、臨時教育審議会の答申及び教育職員養成審議会の答申を受けて、教員の初任者研修を制度化することを内容とする法律案を提案するものであります。

以下、この法律案の概要について申し上げます。

第一は、初任者研修を制度化することについて

まず、任命権者に対し、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対する採用の日から一年間の初任者研修の実施を義務づけることとしてあります。この場合、初任者研修は、教職経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして位置づけることとし、初任者に対し、一年間にわたり、教諭の職務を遂行する上で

必要な事項について実践的な研修を実施するものであります。

初任者研修は、教育現場における実践的な研修であり、初任者は、学校において学級や教科・科目の担当その他の教育活動に従事しながら、学校内における研修と学校外における研修を受けるものであります。このような初任者は、日常の実務に即してその立場に立つた系統的な研修を受けるものですから、校内における研修について、指導者を特定することとしてあります。任命権者は、初任者が所属する学校の教頭、教諭または講師のうちから指導教員を命じることとし、指導教員は、初任者に対して具体的な指導及び助言を行うこととしてあります。

初任者研修の実施に伴い、また、教員の職務の特殊性にかんがみ、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師の条件つき採用期間を一年とすることとしてあります。

第二は、初任者研修制度の円滑な実施を図るための措置であります。

これは、市町村立の小学校・中学校等において初任者研修が行われ、各学校に指導教員等として非常勤講師を配置する必要がある場合には、市町村教育委員会が、都道府県教育委員会に、非常勤講師の派遣を求めることができることとするものであります。また、その場合の非常勤講師の報酬等については、都道府県の負担とすることとしてあります。これは、市町村立小学校・中学校等の教員に対する研修については、都道府県教育委員会が実施者であることから、非常勤講師について、都道府県が責任をもって対処することとするものであります。

第三は、初任者研修の制度化についての経過的な措置であります。

幼稚園の教諭、助教諭及び講師に対する初任者研修については、幼稚園の実態等を考慮し、当分の間、これを実施しないこととし、初任者研修とは異なる研修を行うこととしてあります。

また、幼稚園を除く学校の教諭等に対する初任者研修については、教員の採用者数の推移その他の事情を考慮し、昭和六十四年度から段階的に実施することとし、昭和六十七年度まではすべての校種についてこれを実施することとしております。そこで、昭和六十六年度までの間は、初任者研修を実施しない学校種を政令で指定することができることにしております。

このような初任者研修の実施に当たつての経過的な措置に伴い、初任者研修の対象とならない教員については、その条件つき採用期間は、従前の六月とすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。(拍手)

○中村委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩

午後四時十三分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同所属委員の御出席がありません。出席を要請いたしますので、しばらくお待ち願います。速記をとめてください。

(速記中止)

○中村委員長 速記を起してください。

日本社会党・護憲共同所属委員に出席を要請いたしました。いまだに御出席がありません。出席を要請いたしますので、しばらくお待ち願います。速記をとめてください。

○北川(正)委員 動議を提出いたします。

すなわち、内閣提出、国立学校設置法の一部を

改正する法律案を議題とし、審査を進められんことを望みます。

○中村委員長 北川正恭君の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

○中村委員長 内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。町村信孝君。

○町村委員 いよいよ本日から教育改革に関する関連諸法案の審議に入るわけでございます。私もこの教育改革というのは、まさにこれは天の声であり地の声であり、また国政上の最重要課題の一つだ、こんなふうな考へておりまして、我々自民党は教育改革に向けて全力を傾けていく、こういう決意であることを表明したいと思つております。また、そのような意味から、本日のこの委員長の御決断に対しても心から敬意を表するものでございします。また、教育改革について公明党、民社党の皆さん方の熱意、情熱というものの対しても、自民党を代表いたしまして心から敬意を表する次第でございます。

まず第一に、教育改革全般についてお伺いをいたしたいと存じます。

先般の所信表明その他、大臣からはその御熱意のほどを種々承つておりますけれども、今回の国立学校設置法の改正を含めて、この教育改革の進捗状況をまず伺いたい。それとあわせて、その達成に向けての文部大臣の御決意を改めて伺わせていただきたいと思ひます。

○川村政府委員 前段の方のお尋ねの教育改革の進捗状況でございますけれども、御案内のとおりに臨教審が三年にわたり御審議をいただきましたま

で、四次にわたる答申を出していただいたわけでございます。その答申は大変に膨大な答申でございまして、これは数え方によりますけれども、百五十項目であるとか五百項目であるとか、非常に多くの数え方があるわけでございます。それらの答申につきましては、既に第一次答申が出されて以来、着手できるものからするというところで、その具体化に取り組んでまいつたわけでございします。

そこで、これまでも既に、例えば先国会で御審議をいただきました大学審議会設置というような法律事項でこれと処理したということもございします。それ以外に例えば関連の予算を計上する、文部省の予算全体がそういう意味ではすべて教育改革に関連をする予算でございしますけれども、その中でも特に教育改革に関連の深い事項を取り上げてみますと例えば六十三年度予算では七千六百六十八億、対前年度七・二%の増というふうなことで計上させていただいておりますが、こういうことで、例えばそういう法律等の制度改正にかかわるものを進める、予算を計上する、行政運営上の工夫でこれを進める、あるいは臨教審では一般的あるいは抽象的な提言にとどまつたものの具体化のために、文部省の關係の審議会等それぞれ御審議をいただくというふうな多角的な取り組みを進めさせていただいてゐるわけでございします。

そんなことで若干の法律改正その他を進めてまいつておりますけれども、先ほど申し上げました五百項目というふうな数多い答申から見ればまだまだその実行は緒についたばかりでございまして、そんなこともあつて、この国会で関連の六法案をお願いしているという状況でございします。

○中島国務大臣 町村委員御指摘のように、教育改革はまさに国政の重要な課題でございします。臨教審三年間の答申を受けて、昨年決定をされました教育改革推進大綱に基づいて着実にこれを進めてまいることが私どもに課せられた責務である、このように感じております。特に初等、中

等におきまして教育内容の充実、高等教育の活性化、さらには教職にある方々の資質の向上その他を含めまして、着実に教育改革を進めてまいりたい。

今政府委員からも答弁いたしましたように、まさに教育改革は緒についたところでございまして、これから各位の御賛同を得まして、国会審議よろしきを得まして着実に進めてまいりたいと思ひますので、よろしく御願い申し上げます。

○町村委員 教育改革はこれから大変な長い取り組みというものが必要であらう、このように考えるわけでございますが、本法の改正も含めまして、やはり大学改革というものが一つの大きな課題であるということは言えると思ひます。大学というのは、ややもすれば非常に閉鎖的であり、また大学の自治という名のものと、外から何をやっていいのか全然わからないといったような問題も実はあるのです。ジャーナリスチックなことを言つてもしょうがないかもしれません、つい先般も東大の西部教授がやめざるを得なかつた、こんなようなことが出てくるというのは、今の大学のあり方というのはいろいろ問題があるんじゃないだろうか、こう思うわけであります。文部省としてこの大学改革についてどう問題意識で取り組もうとしているのか、特にこの關係では、昨年度大学審議会が発足したわけでございしますけれども、これまでの審議状況、経緯等について御説明をいただきたいと思います。

○阿部政府委員 大学改革についてのお尋ねでございますが、現在の我が国の大学につきましては、それなりに戦後新しい形の大学として発足して充實をし、発展をし、それから普及度にかけては世界でも有数の水準まで来ておるわけでございします。ただ内容的には、今の段階で、特に今後の二十一世紀を見通しながら今の大学はこれでいいのかと考えますと、多々問題があることは否めないところであらうと思つてございまして、御指摘にもございましたように、大学も学問や社会の進展あるいは国民の多様な要請というものに

的確にこたえながら進めていく、充実していくことが必要であろうと思うわけでございます。

昨年の九月、国会でお認めをいただきまして大学審議会が発足したわけでございまして、昨年の十月には早速文部大臣から諮問をいただきました。諮問の中身は、大学等における教育研究の、一つは高度化、それから個性化、それから活性化、また活性化と申しますのは大学がまさに生き生きとした教育研究活動を進めていただく、そのため象牙の塔に閉じこもるということではなくて、そういう方策をどうすればいいかという先生御指摘の課題にもかかわる問題でございましてけれども、そういう問題につきまして文部大臣から諮問をいただきまして、早速鋭意御検討をいただいている最中でございます。

大学審議会では、大学関係のさまざまな問題点について一わたり議論をいたしました後、まず真つ先に大学院の充実と改革というのが最大の取り組みべき課題であるということで、本年の三月には大学院部会を発足させまして、大学院問題を鋭意その部会で御検討いただいている最中でございまして、できればこの夏ごろまでにある方向を出していただいて、世間一般の御批判にもさらすことができればという方向で御努力をいただいております。なお、大学審議会の総会の方におきましては、さらに学部レベルの改革の問題ということで、大学設置基準のあり方、一般教育のあり方等々について現在既に審議に入っているという段階にございます。

○町村委員 ちょうど私も大学におります卒業間近のころ、昭和四十二年、三年、四年、五年ごろに各地で大学紛争がございまして、私のおります大学もその例外ではなかったわけでございます。当時から、開かれた大学が必要だとか、もっと個性的な大学が必要だとか、あるいは講座制に縛られて学問活動、研究活動そのものが非常に停滞している、こういう問題提起もあの大学紛争のさなかにはあったのです。ところが、当時、昭和四十三年ごろ、今から二十年前であります、

この間の西部先生の事件などを見ておりますと、この二十年、何も変わってなかったという率直な感じがいたすわけでございまして、この大学審議会の活発な御審議を通じて、開かれた、新しい時代に合った大学をつくるために文部当局もひとつ大いに御努力をいただきたい、このように期待をしております。また大学関係者にもそのことを大きく期待をしたいと思っております。続きまして、本法案の内容について幾つかお伺いをいたしたいと思います。

今大学院部会というお話もございましたけれども、本法案の中でも総合研究大学院大学という提案がなされているわけでございまして、国立大学では初めて学部を置かない大学院を設置するというところでございまして、このことは臨教審第二次答申の中でも触れられているわけでございまして、

次の世代の我が国の発展を支える重要な人材を育てるという意味では、この施策は非常に積極的であり、かつまた、重要であると考えておりますけれども、総合研究大学院大学についての基本的な考えにつきまして、文部大臣の御所見を承りたいと存じます。

○中島国務大臣 前段で町村委員がおっしゃったように、大学そのものの活性化、国際化あるいは情報化と同時に、大学あるいは高等教育そのものが社会との連携を促進していかなければならぬ。同時にまた、生涯学習の一環としての機能を果たなければならぬ。そういう中で、今回御審議をいただいております総合研究大学院大学というものは、既設の大学の大学院の整備、これはもちろん一方にございます。その一方で、国立大学共同利用機関というすぐれた研究機能があるわけでございまして、そのすぐれた研究機能を活用する総合研究大学院大学を設置することによりまして、まさに学術研究、その中で特に技術及び基礎研究の充実が図られておりますときに、その新しい流れに先導的に対応できるすぐれた研究者を養成したい、そういうことが大目的でありまして、その趣旨でこの総合研究大学院大学を設置さ

せていただくということでございます。

○町村委員 今大臣お話しのように、特に基礎研究を中心にしてやつていこう、国立大学の共同利用機関の施設とか設備あるいはスタッフを活用して基礎研究をやつていこう、こういうことでございしますが、例えばこれまでの大学院と比べてどのような面で教育研究上の特色が出てくるか、また卒業した修了者の進路などはどういうことになるか予想されておられるか、その辺をやや具体的に伺いたいと思存じます。

○阿部政府委員 この総合研究大学院大学でございますけれども、大臣からもお答えいたしましたように、国立大学共同利用機関ということで筑波の高エネルギー物理学研究所でございまして、あるいは岡崎の総合共同研究機構でございまして、先端的な分野についての非常にすぐれた研究をしている機関があるわけでございまして、こういった分野につきましては既設の大学では必ずしも対応できない、やはりその最高水準のところはそれぞれの共同利用機関がやつていっている状況にあるわけでございまして、これを活用して、こういった分野の研究者あるいはすぐれた職業人を養成していくということをねらいとするわけでございます。

この大学におきましては、後期三年の博士課程の大学院大学ということにしておりますので、既設の大学の学部で修士課程を修了した者が入つてくるという意味では余り例の多くないケースでございまして、それから、やります研究の自身がそういう非常に最先端の分野についての研究指導を行うという点がございまして、また、具体的学生の教育に当たりましては、その共同利用機関の研究のスタッフの一員として参加しながらみずからの力を高めていくというような、共同研究に参加するという形で教育指導もやつていきたいと思っております。

また、大変狭い分野ではないかという御指摘もあるわけでございますが、そういった御批判にもこたえるという意味で、この大学院大学に

おきましては、その専門の分野だけでなく、関連する分野の専攻あるいは研究科の学生たちと一緒に共同でトレーニングするというような機会等もできるだけ設けて、基盤のしっかりした、しかも先端的な分野についてのすぐれた研究者の養成を図りたい、こう思っております。

修了者の進路の問題というのがあるわけでございます。現在でも既に、既設の大学からこの共同利用研究所に何人か研究指導を頼まれて、引き受けて指導しているというケースがあるわけでございます。そういった人たちの進路を見ましても、大学とか共同利用機関等の研究者になつていくという方々のほかに、例えば民間の企業の研究者になられるという方も、これまで四分の一程度はそういう分野に進出をしているというふうな実態もあるわけでございます。これから、こういった分野の研究は民間の各種の研究機関あるいは企業等においてもかなり真剣に取り上げられてくる分野であろうということもございまして、そういった分野への進出ということも予想いたしておりますので、一般の大学院でよく指摘されます、オーバードクターで全部残つてしまふというふうな心配はないもの、こういうふうな考えている次第でございます。

○町村委員 今国際的にも、日米間の研究摩擦といったようなことも言われている昨今でございます。また特に二十一世紀を考えたときに、基礎研究の重要性というものは盛んに言われておりますけれども、現実には民間企業で基礎研究にお金を割くということもなかなか難しい。そんなことを考えますと、私はこの大学院大学の創設というものに非常に大きな期待と夢を持っているわけでございます。

また、特に国際交流なんというの、言うべくして、こちらから行く一方で、なかなか外国から来ない、アメリカからも来ない、アジアからも来ない、こんな問題もございまして、この総合研究大学院大学の将来の姿といましようか、将来

どのような発展のビジョンというものをお持ちか、このことを一言伺っておきたいと存じます。

○阿部政府委員 御指摘のようなことは大変大事なことだと思っております。この総合研究大学院大学の今後の運営につきまして、特に国際的に開かれた大学院大学になろう、そのためには外国からの留学生も積極的に受け入れる、あるいは研究者の交流等も積極的にやっていきたい、いろいろな夢を描きながらこの準備を進めているところでございます。

現在は数物科学、生命科学、文化科学という研究科をつくっていく予定になっておりますけれども、さらに今後は、現在総合科学研究科というところで仮称で言っておりますけれども、今後新しいいろいろな分野が出てきました場合に、これをこの大学院大学の研究科として加えていくという余地を現在の段階から考えておこうというようにすることも考えておりますし、あるいはまた教育研究の交流センター、あるいは教育研究の資料センターというようなものも将来計画としてこの大学院大学に設けて、国内の各大学との交流、それから世界の各大学との交流というようになことに大いに努力をしていきたい、こういうような将来計画を描いているわけでございます。

○町村委員 次に、法案の二番目の中身であります三重大学医療技術短期大学の創設、この点をお伺いしたいと存じます。

これは従来まで医学部の附属の看護学校というのがあって、これを廃止する、そして短大を設置する、こういう内容だと承っておりますが、これを短大に転換するメリットというのは一体どこにあるのか。また、他の看護学校などの医学部附属の専修学校のこれまでの転換状況はどうなっていたか、また今後の整備方針についても御所見を承りたいと思っております。

○阿部政府委員 御質問にもございましたように、看護婦等のいわゆる医療技術者の養成につきましては、従来から専修学校あるいは昔は各種学校と言っておりました、そういう形でやられてお

ったわけでございますけれども、医療技術面のいろいろな進歩等踏まえますと、やはりこういう分野の専門家の養成も、より高いレベルでこれを行っていくべきであるというように関係者の強い要望となつてまいりまして、昭和四十二年以来、国立大学の附属のこういった看護学校等につきまして、逐次短期大学に昇格をさせるということで進めてまいつたわけでございまして、これまでに二十の医療技術短期大学を設置いたしております、今回の三重大学の関係が二十一番目というところに相なるわけでございます。

なお、全国的に数校が残っておりますけれども、これらについても内容、体制が整いつた次第、逐次短期大学レベルに昇格をさせていきたい、こう思っております。

そこで、短期大学にいたしますメリットでございますけれども、これは何と申しましても短期大学と専修学校、短期大学の場合は技術ばかりではなくて学問、理論あるいは一般的教育等に裏づけられた教育をすることによって、その教育を受けた看護婦さんたちの資質を高めると同時に、将来へ向けての研さんにさらに励んで、より高い水準に進んでいくような基礎を培うようにしたい、こういうようなことをねらいとするものでございまして、一般教育面での特別の配慮でございますとか、あるいは専門教育科目につきましても高齢化社会に対応し得るような新しいカリキュラムをさらに加えるとか、医用電子工学といったような新しい医学の分野についての知識も加えるとかいったようなことで、教官につきましてももちろん大学の教官にふさわしい人をお願いするとうようなことで、全体的に質的な水準の向上というものを目指し、また、その実現を図りつつあるところでございます。

○町村委員 よくわかりました。医療技術者のニーズの高まりというのは、これから高齢化社会、また医療の高度化等々の事情からますます強まるだろう、あと数校残っているということですので、各看護学校その他にも働きかけをいたしまして、

鋭意その作業を進めていただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、大学入試の問題について伺いたいと思っております。

これは本法案の三つの内容の中でも言うべき、要するに入試センターの改組という問題があるわけでございます。

大学入試の問題は、これまで当委員会を初めてしていろいろところで議論をされております。先般の臨教審発足の一つのきつかけも、言うならばこの入試改革、偏差値偏重の入試改革をせよ、あるいは学力偏重の状況を何とかしろ、こういうような議論が一つの大きなきつかけになったというふうに私も認識をしております。

しかし、なかなか大学入試の制度というのはこれが完璧だというのは実際問題としてないのだから私は思うのです、極端なことを言ってしまうようですが、なぜならば、すべての人が入りたい大学に入れるという状況はあり得ないわけでございますから、すべての人が満足し、納得するという入試の体制をつくるのは正直言ってなかなか難しいと思っております。ただ、できるだけ改善をしていくということも、これまた必要だろうと思っております。

特に受験生の個性、非常にいろいろな個性があります。また、いろいろな能力があります。そうしたものを多面的に適切に評価することが基本であるべきだろうと思っております。言葉で言うべくしてなかなか難しいから、どうしても点数主義になつてしまふのでしようけれども、やはりそういう改善努力というものが必要だろうというふうに考えるわけでございます。

大臣は、この大学入試のあり方についてどのような御所見をお持ちされるのか、承りたいと思っております。

○中島国務大臣 まさに教育改革の基本方針は、画一化から個性重視の教育、こういうことでありまして、多様化、個性化に即応できるような教育体制をとっていくことが根本であると思

います。

したがって教育そのもの、また入試そのものが多様化、個性化を目指していかなければならない。その一環として新テストが考えられておるわけでございます。町村委員がおっしゃいますように、まさに受験者の方々の個性、人間性、能力を幅広く判定する方法をそれぞれ国公立を通じてまして創意工夫をして、多様な活用をいたしながら受験生の個性、能力、適性等に応じた進学機会を確保していただくということが目的でございます。

そのために、入試改革協議会の方々にも諮りをいたしまして、そして入試の個性化、多様化をいたすためにこの新テストはぜひ必要なものであるというおまとめをいたしております。既にこの方向は昭和六十一年にお示ししたところでございまして、入試改革協議会のおまとめにも沿いまして、昭和六十五年から新テストを導入し実施をいたしたい、このように考えておるところでございます。

○町村委員 先般たまたまテレビを見ておりましたら、社会党の土井委員長がこの大学入試問題について言っておられます、入るのは易しく出るのは難しくというのが一番いいと思っております、こういう議論が確かにあるのです。これも聞いてみると、なるほどそうかなと思ふ面もあるのですが、これを実行しようと思ふとなかなか難しい。先般ある方に伺いますと、韓国でそういうようなことを試みたところ、現実には全くうまくいくしなかった。また、アメリカのような非常に移動性の高い社会風土と、日本のように、大分移動性が高くなったとはいうけれども、基本的には終身雇用制のもとで余りあちこちに動くことを好まないというふうな、動くとか何となくあいつはおかしいのではないかと云われかねないような社会的雰囲気のある状況で、入るは易く出るは難しい、要するに落第するということですね、これはなかなか難しいだろうと思うのですが、こういう

点について局長あるいは大臣、もし御感想があれば承らせていただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 確かに御指摘の点はそういう御議論がしばしばございまして、特に戦前には物理学校がそうだったというような特別な例があったわけではございますが、そういう形での非常にいい例もあつたではないかという御指摘をいただくわけではございません。

ただ、町村先生おっしゃいましたように、現実の問題として、特に最近のように有名校、特定の固有名詞を挙げて適當かどうかは別ですけれども、東大、京都あるいは早稲田、慶応、そういったたぐいの学校へどうしても行きたいという人たちがどつと集まってくるという情勢の中では、入るに易しくというのが非常にやりにくいということになるわけではございませんし、入った後で今度は厳しく落としていくというのが、また日本の学校の風土の中ではなかなかうまく根づかないという傾向もあるわけではございません。

ただ、それにいたしましても、趣旨としてはそういう趣旨が何か生きる方向というのはないだろうか。そのためにはやはり各大学で、大学の中の教育というのを、入ったところてん式に必ず卒業できるということではなくて、単位の認定試験等を非常に厳しく行つて、卒業できない者も出てくるということはある得べしというような形の教育が逐次行われていくようになれば、おっしゃっている線にかなり近い状況ができてくるのではないかと申すわけではございません。これは風土の問題等も絡みますので実現するのが難しいことではございますけれども、私どもとしては声を大にして、大学の中での教育を厳しくやつてくださうということとは大学の関係者に日ごろからお願ひしているところではございます。

○町村委員 先ほどの大臣の御答弁の中にも、新テスト六十五年導入というお話がございました。これは昭和五十四年の入試から共通一次試験が行われて十年余を経て、それを改めていこう、こういうことだろうと思ふのです。この一次テスト、

新テストですね。名称がどう決まるのか、これもまだ必ずしも最終的に確定をしないようではございますが、この新テストについての検討の経緯といひましようか、どういう考え方でこれができたのか。共通一次については非常にいい問題、良質の問題がそこから出るようになった。それまで難問奇問というのが非常にひどかつたけれども、良質のテストが行えるようになった等々メリットといひましようか、積極的な評価も一面ではあるわけですね。他方、さつき言つたような偏差値による輪切りとか序列というような問題も出てきた。

したがいまして、共通一次のよかつた点、悪かつた点を踏まえながら今度の新テストというものが出来たのではなからうかと思ひますが、この新テストが生まれたての検討の経緯、考え方についてお答えをいただきたいと思ひます。

○中島国務大臣 具体には政府委員からお答えさせていただきますが、基本的には先ほどの町村委員のおっしゃつたことに関連をいたしますのですが、入るの易しき出るの難しき、それも一つの方法でございます。ただ、大学、高等教育というのは社会人としての登竜門と申しますか、逆に言えば生涯学習の中の一環ということからすれば、社会が新しい社会人を受け入れるときに、やはり学歴偏重の社会風潮を打破していくというのにも必要でありましようし、またこれが逆にいつて、学歴偏重を打破するきっかけになつていただければものと私は考へておるわけです。

それは、それぞれの持つておる個性あるいは特性といふものは、大学に入るときに既に選定をされてしまつて、そして大学あるいは大学院を通じてその個性、特性がさらに伸ばされる。それによつて幅広い資質と特殊分野のさらに能力といふものをつけた者が新しい分野の社会人として登用され、出ていく。したがつて、一部の有名校に入り卒業することが社会人として八十年の生涯を保障されるものではない。その八十年の生涯を保障するものは自分の能力と努力である、こういうことを知

つていただくことが本来の基本的な精神ではないかと思ふわけではございません。

したがつて、おっしゃつたような共通一次の評価につきましても、いい面悪い面ございします。おっしゃるやうに良質な出題ができたということも一つでありまして、その一方でまた、入試の方法が開かれた入試として社会人が大学にまた学ぶことのできる道が開けた、あるいは帰国子女に対しても道が開けた、そういう面で喜ばれる面があるわけではございません。一方で、輪切りあるいは序列化の顕在化といふものは、これは今申し上げたようなことがもう少し定着をすれば、定着をすることによつてその部分は自然に修正されていくものであらうと思ひますが、そういう面を含めて、いい面を伸ばし悪い面を改正していくことも含めて、ここで国公立にさらに私大も含め、その場合には高校の方々の御意見も十分入れてこの新テストを実施してまいりたい、基本的にはそのように考へます。

○町村委員 今大臣のおっしゃつたことは私は大変賛同する部分が多いわけでありまして。特に新テストについて私大の関係者、やはり何といつても日本の大学の七割以上が私大でございしますから、これが新しいテストにどのような形で参加をしてくるであらうかというところが一つのポイント、かぎになつてくるだろうと思ふのです。

皆さん方、いろいろな形で話をしておられると思ひますし、もともとこの新テストについては私大の有力な学長さんも非常に御熱心であつたやうな経過もあるわけではございますが、現状で漏れ伝わつてくるところによりまして、また非常に慎重なスタンスといふものも見られておるやに承つております。この私大の参加について大臣のお考えと、それから実際にどのくらい参加してくるかどうか、現時点ではまだわからないかもしれませんが、その見込みなどについてお伺ひをいたします。

○中島国務大臣 この私大につきましては新しいテストの意味、今申し上げたやうな意味をよく理

解をいただくということがまず第一だと思うわけではございません。そして、これはあくまでも各国公私大を通じて、自由な発想、自由な利活用によりまして受験者の能力を判定し、引き出していただくということに意味があるわけではございません。そのために、私大の参加につきましても、あくまでもこれは御自分の多様なそして独創的なテストを実施をしていただくというのが主であつて、そのためにこの新テストを利活用いただくものである、これをまず理解をしていただくことによつて参加が自然に多くなるというのを望んでおるわけではございません。私どもは私学の方々にできるだけ接触をし、御理解をいただくようにいたしておりますが、これは義務づけをお願いをしておるのではなくして、その基本精神をあくまでも国公私大を通じて御理解をいただきたいというものを専一にお願いをしておるところでございます。

○町村委員 今大臣の方から、その新テストの利活用というお話がございました。これは、国民一般には新テストを利活用するといつてもどういう中身のなかなかかわからない部分があるやうなところかと思ふので、もう少し具体的に局長の方から、この利活用の具体的なパターンについて御説明をいただければありがたいと思ひます。

○阿部政府委員 御案内のように、共通一次試験の場合には、当初は五教科・六ないし七科目ということを決めまして、受験生がそれを全部受けなければいけない、各大学はそれを画一的に利用するという形で動いてまいつておつたわけではございません。今回の新テストにつきましては、そのところを、要するに利活用の仕方は自由であるといふ仕組みにいたしましたので、つまりそれを使う、使わないの自由ということから始まるわけではございますが、それを利用なり活用なりする場合にも、例えば五科目なら五科目を受験してもらつてそれを使うというやり方もございますし、二科目、三科目あるいは一科目だけというようなやり方もあり得るだろう。それから、この新テストを

利用しました場合に、その新テストの成績によつていわば第一次選抜をやつてしまふというやり方方もございましょうし、あるいはその新テストの成績とそれから各大学で行います独自の試験との成績をミックスして判定をするというやり方もあるであろう。いろいろなやり方があり得るだろうということでございまして、そこは各大学の状況によつていろいろ自由に工夫をして使い方を考えてください、こういうふうに申し上げておるわけでございます。

大臣からもお答えしましたように、そういうことによつて問題が難問奇問等が出ないようにするというのも一つございますけれども、それによつて各大学が自分のところでそういうテストをやる場合に比べまして余力が生ずる、その余力を、何と申しますか、より丁寧な入試の方に、面接をするとか論文を書かせるとか、そういつたたぐいの方にぜひ活用していただくということによつて個性的な入試を目指してほしい、こういうことをお願いをしているわけでございます。

○町村委員　一次試験についてはそういうことかと思ひますが、今度はやはり一次と二次とあるわけですね。二次についてもこれまでいろいろな改訂が図られてきたと思うのです。特に最近になってから、受験機会の複數化でありますとか、これも六十二年はA、B日程の連続方式から、六十三年は今度は連続方式と分離・分割方式の併用とか、話を聞いておりますと、非常に何か頭が痛くなるような変化といひましょうか、今受験生を拘えております父兄あるいは受験生本人が、あえて批判をするならば、猫の目のごとく毎年制度が変わる、六十二年が変わり、六十三年が変わり、そしてまた六十五年新テストで、これは一次と二次と違ひがあるのですけれども、非常に戸惑ひがあるのです。もつとも、それはよかれと思つてやっている努力でしょうから、もちろんそれを一概にいけなひと言つてもいけません、ちよつとところどころ変わり過ぎるなというような率直な感じは正直言つてあるだらうと思ふのですが、これ

までの受験機会の複数化も含めまして、この二次試験の改善努力とでもいいますか、これについてどんなことが行われてきたか、ごく簡単にひびいてつ御説明をいただきたいと思います。

○阿部政府委員 各大学で行います国公立の場合の二次試験につきましては、かねてから、共通一次をせっかくやるのだからそれとダブったような試験をするということでは意味がないので、そこはぜひ考えてほしいということを私どももお願いを申し上げてきたわけでございまして、各大学で、この共通一次が始まります前は平均的に五教科の試験が行われておりましたけれども、現在ではかなり減らされて、平均的に申しますと二教科という状況になっております。また、二次試験で全然学力検査を課さないところ、あるいは一教科だけしかやっていないところというのが全体の三分の一はそういう状況になっているというような形での改善も行われております。また、ユニークな選抜方式等もいろいろ行われておりまして、記述式、論述式の問題等もかなりふえてまいりましたし、面接を行うところも随分ふえてまいりましたというところで、全体としてはかなり改善がなされておるわけでございますが、中に、特に有名校等で必ずしも従来と余り変わっていないというところ等がございしますために、改善の努力が必ずしも一般的に評価されていない面があるわけでございます。これらの点につきましては、引き続き関係の大学にはお願いを申し上げまして改善の努力をしていただき、せっかくのこういう仕組みが生きて使われるようにしてほしいというところで指導等を行ってまいりたいと思っております次第でございます。

それなら、受験機会の複數化の問題につきま
ては、これは事柄といたしましては、複數化とい
う方向をとったということについてかなり高く一
般的には評価をされていると思うわけでございま
すが、具体の実施の段階におきましては、従来よ
う違った新しい方法を取り入れたというようなこと
から、当初六十二年度入試については相当の混乱

等も遺憾ながらあつたわけでございまして、現在、それをどうすればよりよいものとして定着していくかというための努力を国立大学協会等において行つておる最中でございまして、そういう意味で、来年もまた変わるのかというような御批判もいたいただくわけですが、よりよいものにならざるを得ないというところから、定着させていくための努力の現在経過段階にあるということ、これは御理解もいただきたいと思います。

ただ今回の分離・分割方式と連続方式の併存というような仕組みというのは、確かに御指摘いだきますように非常にわかりにくいような形にもなっております。こういったことにつきまして、私どもとしてはより一層わかりやすい、しかもすっきりとした形で、しかも複雑化の趣旨が牛かされるような形のものというところで、国立大学関係者にもいろいろお話をし、現在もなお引き続き検討をしていただいておりますわけでございまして、よりよいものとしてこれが定着していくというところに鋭意努力を重ねたいと思う次第でございます。

○町村委員 時間もなくなつてまいりましたが、今度、大学入試センターで新しい事業として情報提供事業、大学にどういふ講座があり、どういふ先生がどういふ内容を教えているかとか、あるいは入試そのものについての情報提供、こういうこともやろうということでもあります。この新しい事業が追加されることは大変結構だと思いますので、ひとつこの充実についても、法案が通つた段階には大いに努力をしていただきたいと思います。

最後に一点だけ。これは実は私の地元の北海道の問題でございます。直接この法案とは関係ないのですが、簡単にちよつと問題点だけを指摘しておきたいと思うのですが、去る四月六日に北海道の教職員組合と北海道の教育委員会との間で、五十一年以来ずっとめめ續けておりました主任制の問題がございますが、これについて一つの

合意ができて、新聞などを見ると、やれやれ不毛の対立が終わつてよかつた、よかつた、こういう極めて表面的な単純な論調がなされているわけでございますけれども、その中身を見ると、例えば同じ学校にいる間に三年に一回は全員がこれを経験させなさいというような中身があったり、これをやれば学校長の任命権限というものが、言うならば自動的に束縛をされてしまつてゐるといつたような問題、あるいはこれは道教委のメモの中にこういうのが書いてあるのですが、「学校管理規則に明定する主任等に教育業務連絡指導手当を支給し、給与改善に資するものであること。」あたかも主任に任命されて、ただ給与が上がることだけが目的で、組合員の皆さん、これでいいのでしょ

うと言わんばかりの、本来の主任のあり方、適格のある人に主任を担ってもらって学校運営全体に協力をしてもらおうという趣旨から相当外れた合意内容であるように私は見ておりますし、事実これをただ単によかったと言って済まされない問題であると指摘する向きも北海道の中では大変多いのですが、局長の方から、この問題についてどういうお考えであるのか、一点だけ伺って、私の質問を終えたいと思います。

○加戸府委員　北海道におきましては、昭和五十一年の主任制の実施並びに昭和五十三年からの主任手当の支給に對しまして、それぞれ主任制反對闘争あるいは主任手当反對闘争等の反對行動が行われて十年を越しているわけでございます。そういつた事態が今回の合意によつて解消されたこと自体は、私どもも北海道の教育界に平和がよみがえつてくるという意味での評価はいたしておるわけでございます。

したがながら、今回の合意に基づきます主権者当反対闘争の解除自体は、当然法令に基づく措置でございますし、それに対する違法あるいは不当な行動等が終息することは当然のこととございす。

また、今回の合意に至ります過程を見ますと、水面下で行われた話し合いでございまして、

けれども、主任制と申しますのは、主任をどのように配置するか、あるいはどのように運用するか、これはすべて学校の管理運営事項でございまして、本来ならば教育委員会と教職員組合とが交渉により合意に達すべき事項ではございませんで、そういった法令上の観点から見ていかかという問題意識は持つておるわけでございします。

好意的に評価すれば、関係方面の意見を聞いた上で教育委員会が自主的な判断のもとにこういつた考え方を示し、それを受けて教職員組合が反対闘争を終結するというような理解の仕方はできなくはございませぬけれども、先ほど先生がおっしゃいましたように、今回の合意事項の中でも、例えば同一学校勤務期間中三カ年に一度主任を経験させるものとするということ基本的な合意事項がございします。本来ならば、主任というのは制度の趣旨からして固定するものではございませぬから、専門的な能力を持つ適格者がおります場合にはできる限り多くの経験を積ませることが望ましいというの文部省の指導でもございしますが、これは主任制を単に持ち回りをすることを意味するわけではございませぬで、機械的に三年に一度ということになりますと、能力があるかないかを問わず全員がそれぞれ主任になるということは、本来の主任制度の趣旨を逸脱するものでございしますし、学校管理運営のかなめとなります主任でありまして、以上は、適格者を登用していただくことが必要だと私も考えております。

そういった観点で、今回の合意事項に基づいて今後の運用がどのようになるかというところは極めて大きな関心を持つておるわけでございまして、同教育委員会に対しては、主任制度の趣旨のつとめ、教育委員会あるいは校長の権限のもとに、適正に制度が運用されるように指導してまいりたいと考えておるところでございします。

○町村委員 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○中村委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

第一類第六号 文教委員会議事録第七号 昭和六十三年四月二十日

○中村委員長 速記を起していただきます。

午後五時三十一分休憩

午後五時三十七分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。有島重武君。(委員長、委員長……)と呼ぶ者あり。有島重武君。

○有島委員 先ほど来委員会の運営、多少不平常の感がなきにしもあらずということが残念な思いもございしますけれども、理事会の御決定に従いまして私も質疑をさせていただきます。

議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案の審査に当たりまして、初めに概論的に、次に二、三関連の時事問題につきましまして、それから法案について、こんなふうによらせていただきますかと思ひます。

きょうは問題が高等教育の問題でございしますからこれを含めまして、まず教育改革の一般的なことに付いて認識を確認しておきたい。せんだつても大臣の所信に対して質問の機会を与えていただきまして三十分ほど時間をいただいたわけですから、きょうは多少時間があつていそうですから質問させていただきます。

教育改革ということになりますと、時代がどんな変わつていく、習慣、制度を要更ししなければならぬということが起こつてくる。小さな変更、いろいろ手直しがあるでしょう。だけれども、法律まで変えなければならぬ、あるいは行政のやり方を改善する、改革する、こういうことが起こつてくる。そうすると幾つか問題が起こつてくる。

一つは改革に対しての抵抗ですね。既得権を持つておる者が抵抗するということはありませんでしよう。それから将来の、特に受益者からの働きかけもある。こういったことが起こりますね。それから第二番目には、この改革に便乗してもうけよう、こういう働きもあるわけですね。それから

う一つの問題は、改革の効果というものをどこで測定していくのかということ、これが時々問題になるうかと思うのです。そして、教育の問題の改革をしてその効果が本当に出るのには、相当長い時間からならないと本当のところわからないといふことも言われておりますね。大体三十年けたでわかる、こういうことがありますね。しかしそれがそんなに長く待つていられない、時代が進んでいく、いろいろなことがいろいろなところから話し合ひも起こつてくる。それも次々と猫の目のように朝令暮改と言われるような変わり方をしなければならぬということも起こつてくるかもしれない。きょうのこの法案は改革の一つの中心になりますから、こうしたようなことに目配りをきちんとしていくということが大切じゃないかと私は痛感するわけですね。

中島大臣も、これまで人並みならぬいろいろな御経験を経て、御苦労もなすつて、それを乗り越えて今日までおいでになつて、それで今は教育改革の先頭に立つていらつしやるといふわけですね。そういった時点での今申し上げた改革に当たつての目配りについて、それから何よりも、何のための改革なんだろうか、だれのための改革なんだろうかという点、そういったことを、非常に概括的になりますけれども最初に話し合つて、同じ認識の上に立つて、それで話を進めていきたい、そのように思ふわけでありまして。

○中島國務大臣 大変幅広い御指摘でございしました。教育改革がなぜ必要なんだろうか、それからそれはどういふサイクルでウォッチすべきかなのであろうか、こういうことでありますが、これは二つの波があるかと思ふのです。

大きい波を申せば、明治以来先進国に追いつき追い越せと来て、それを目標に我が国が歩んできた。その根本もやはり教育でありまして、その教育を見直してみると、画一的ではないかと言われればそれを否定できないという面が一つございします。もう少しサイクルを短く見れば、戦後四十年を経まして、戦後の新しい教育が四十年間で一応

ここで見直す時期が来るかもしれない。そういうサイクルの二つの合わせ目でみますと、ここで社会も多様化、個性化をしておる。それは社会が成熟度を増しつつあるといふことの証拠でもありましようから、そういう流れに対応できるような人間をつくらう。ただ、その対応できるような人間をつくるには、その対応できるような教育をまずつくつていくべきである。したがつて、大綱を申せば、今までの画一性から個性重視の教育に変えていきたいと思います。これが教育改革の一つの大きなテーマであらうと思ひます。

その大きなテーマを幾つかに分ければ、それは生涯教育の問題もありましようし、初等、中等教育の充実もありましようし、あるいは高等教育をもう少し活性化していこうということもございします。よし、また、それぞれの教職にある方々の資質を向上させていくことも必要だ、こういうことを含めて教育改革を着実に進めていく、こういうことが必要であらうと思ふのです。

そして、それはだれのためかと申しますと、やはり社会と、社会を構成する人間、個人の資質と能力、それから個性を伸ばし生かすということによつて社会を活性化します。そしてまた国際交流、文化、学術の国際化といふものを含めまして、人物の交流もあれば学術の交流もある。そういう中から国際的な視野で、そして憲法が定めているような民主的な国際社会の一員として育つようなものをつくり上げていく、これが大きく言つて総合的なテーマではないかと私は考えております。

○有島委員 教育をめぐつて相当大きなお金が動いておる。数え方がいろいろだと思ふのですけれども、現在どのくらいのお金が教育をめぐつて動いておるであらうか。そういった点について御認識を承つておきたい。

○中島國務大臣 我が国の文教行政として計上しております金額、これをまず申し上げるべきであらうと思ひますが、これは御存じのように昭和六十三年で四兆五千七百六十六億円、こういう計

上をいたしております。これが文教予算と称せられるものでございますが、なお先生がおっしゃっております大きなお金が動いておるといふことは、文教、それを取り巻くものについても御指摘であればまた別でございますけれども、私も、私どもが文教行政としてお答えいたしますものは、昨年よりも二十九億円の増の四兆五千七百六十六億円であります、こうお答えを申し上げておきます。

○有島委員 もう少し正確にお調べいただいているでしょうか。正確というか、全体としてお金などのくらかかっているか、そういったことも文部省としてはお調べになつておられるかどうか。

○川村政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨が私ども理解できなくて恐縮でございますけれども、例えばただいま大臣が申し上げましたように、公財政として、国家財政として支出している規模が四兆七千億でございますし、そのほかにいわゆる地方財政で支出する経費がございます。それから、教育費の分類としてはあとそれ以外のいわゆる保護者と申しましうか、父兄の負担する教育費というふうなものがある。ちよつと大変恐縮でございますけれども、今手元にその父兄の負担した教育費、数字を持ち合わせておりませんが、地方財政で申し上げれば大体年間十三兆円くらいの予算が地方における公財政として支出されているというふうに承知をいたしております。

○有島委員 大臣も御存じかもしれないけれども、ある研究所で一つ試算をしてみた。これは古いんですけれども、昭和五十七年が二十六兆七千億というふうな数字であつたと覚えております。そうすると、当時のGNPは大体二百六十兆円でございますね。二百七十兆円くらいでしょう。大体一〇〇程度。だけれども、今御指摘があつたように教育費の中身が問題だ。これは行政として中央ではこう、地方ではこう、それから父母負担がこう、そういうことはあるわけですから、それ以外に教育ということの名前としていろいろなお金があるが、そういったことは、

通産省に聞いたらわかるのか文部省に聞いたらわかるのか、どうも余りよくわからないらしいので、すね。だけれども、一つの研究所で一つのデータを提出した。そうすると、今は昭和六十三年ですから、大ざっぱに考えてその当時からふえているだろうか、減つていっているだろうか、恐らくふえているのではないですかね。それは、GNPが三百五十兆というふうなことになるかと。どういったことについてお調べですかね。一つの改革をするといふような波紋が起るのです。その波紋の起つていく可能性のあるところをそれだけのお金がかかるといふのだというところを改革に当たつて知つておかなければいけないのではないかと私は思ふのだけれども、いかがでしょうか。

○中島国務大臣 それは、おっしゃる意味は、視野を広く持つて、一つの改革をするときにはいろいろなところに新しい波紋が起る、それはいい波紋もありましようし、またそれに便乗する波紋もあるのだから、一つの改革を進めるときにはよく心して全体を見失わないようにしろ、こういう御指摘と受けとめさせていただければ、これはよき御指摘だと思ひます。

ただ、御質問の意図が、具体的にはこれから御質疑があるのかと思ふのですが、今は全体としてそのように受けとめさせていたきたいと思ひます。

○有島委員 ひとつこれは御研究いただいた方がいいと思ふのだけれども、いかがでしょうか。

○川村政府委員 先生お尋ねの教育をめぐる経費の問題でございますけれども、私も財政支出の点から先ほどからお答えを申し上げておつたわけでございますが、先生御質問の趣旨は、多分そうではなくて、社会的な経費として、社会的に全体的な経費として教育にどういふ経費があり、それをどういふふうにつかまへ、どういふものとして理解すべきかということではなからうかと思ひます。

ですから、先ほどの先生のお尋ねに即して言へば、民間の研究機関でやっている調査というのは、いわゆる教育産業という、教育を社会的に見た場合に一つのサービス業としてとらえて、このサービス業にどのぐらいのお金がかかっているのか、それがその調査によれば二十二兆円というお金が計上されておるといふことだと思ひます。その二十二兆円という、教育というものをサービス業としてとらえること自体は間違ひではないので、ただ、そのサービス業というものは完全な民間ベースのサービスと考えるのか、これはやはり公教育として、国が国民に対するあるいは次の世代をつくるための必要経費として投資をしているといふふうな思ふのかということでございます。この二十二兆円という数え方には、多分その両方の経費が入つておられるかと思ひます。私も、私どもとしては、その民間の方でそういう三次産業的なサービスというところを多くのお金がかかるというところは、それ自体は決して間違ひではないと思ひますけれども、まずその以前の問題として、やはり国の基幹的な責務としての公教育を維持し、発展させるという機能としての公財政支出の充実ということを中心として置かなければならぬのではないかと思ひます。

ただ、先生おっしゃいましたように、ただそれだけのところまでではなくて、もう少し幅広く教育の社会的な機能あるいはそれに伴う教育のサービスの機能というものを着目した金の流れというものをきちんと押さえるべきという御指摘は、そのとおり私もこれから気をつけていかなければならぬ課題だと思ひます。

○有島委員 また、法案の中身に入試センターの問題もございします。これも問題になつていわけだけれども、入試の仕方が変わる、その変わる理由はいろいろあるわけですね。先ほど質疑を伺つておりましたが、いろいろ高邁な理想のもとに変わつていく、しかし混乱が起つていっているわけですね。それに伴つて、教育産業というか受験産業というものはばかにならぬわけですね、受験産業というものがかなり根を張つて、大きくなるという

力を持つていっているわけですね。何か変化があればぐつと伸びていくわけですね。だからそれを払つていくのかというところが考慮の中に入れていないと、理想主義はいいけれども、何かひつかき回して迷惑をかけるということがあるのでは、一生懸命やつていっている人にとつては悲しいことだと思ふのです。今までの教育改革は割合と理想論でもつて来たけれども、理想論ではなかなかうまくいかなかった点がございましたね。経済の、金の動きというものをよく踏まえた上で進んで行くという要素がちよつと欠落していただけないかなという感じがするわけですね。

これは予算委員会でもつて前に聞いたことがありますが、捕まへなかつたらどうと言つただけだけれども、今伺つてみると随分勉強していらつしやるらしいのですが、これをひとつお考えいただきたいと思ひます。大臣いかがですか。

○中島国務大臣 御指摘の点はよくわかります。先生のおっしゃるのには、理想を掲げて改革をするのもいいけれども、その改革の余波がどのように伝わり、どのようなリアクションがあるか、それも十分考へていくべきである、こういう御忠告であらうと思ひますので、したがつて、その御忠告として受け取らせていただきたいと思います。

○有島委員 高等教育に限つての一つの認識といひますか、高等教育改革と申しますか、それを確認をさせていただきます。

制度改革にはそれぞれ手順というものがあつて思ふのです。全体像の中でもつて、全部わかつて進めるわけにはいかないから、どこから始めていつてどういふふうにしていくかという手順がある。そこで、学校制度というのはいくつの系列がある。小学校、中学校、高校、大学、大学院あるいは幼稚園とあります。仮に小学校の方を入口に近い方、それから大学の方が出口に近い方、入口と出口、言ひ方がいいか悪いかわかりませんが、制度改革の順序としては出口の方からしつかり工事をおこなふと、入口を一生懸命や

力を持つていっているわけですね。何か変化があればぐつと伸びていくわけですね。だからそれを払つていくのかというところが考慮の中に入れていないと、理想主義はいいけれども、何かひつかき回して迷惑をかけるということがあるのでは、一生懸命やつていっている人にとつては悲しいことだと思ふのです。今までの教育改革は割合と理想論でもつて来たけれども、理想論ではなかなかうまくいかなかった点がございましたね。経済の、金の動きというものをよく踏まえた上で進んで行くという要素がちよつと欠落していただけないかなという感じがするわけですね。

これは予算委員会でもつて前に聞いたことがありますが、捕まへなかつたらどうと言つただけだけれども、今伺つてみると随分勉強していらつしやるらしいのですが、これをひとつお考えいただきたいと思ひます。大臣いかがですか。

○中島国務大臣 御指摘の点はよくわかります。先生のおっしゃるのには、理想を掲げて改革をするのもいいけれども、その改革の余波がどのように伝わり、どのようなリアクションがあるか、それも十分考へていくべきである、こういう御忠告であらうと思ひますので、したがつて、その御忠告として受け取らせていただきたいと思います。

○有島委員 高等教育に限つての一つの認識といひますか、高等教育改革と申しますか、それを確認をさせていただきます。

つても、小学校でもって何か改革をしようと思つても中学校の教育に制限されてしまふからね。中学校を改革しようと思つても高校入試で困るからといって全然受けつけないわけですよ。高校の問題もいろいろあるんだけど、結局受験問題にぶつかると今受験問題でもって一生懸命御苦労なさっているのはわかります。それは大学が一体どういふことなのだろうか、そういうことで大学審議会をおつくりいただいた、これも大変いいことだと思ふですね。それで大学院の方から始める。これもそういった全体像の中で手順として僕は評価したいと思ふのです。

じゃ大学だけ取り上げて考えますと、大学は入学と卒業、こうある。昔は、大学卒というのは学士様といつて明治時代には偉かつたものだ。いや、我々の世代でもどちらかというと、大学卒業といふのが何かあると、それが学歴、学歴といふふうになつていく。これは様子が変わってくるのじゃないでしょうか。というのは、先ほど大臣もおっしゃったけれども、人生五十年時代の設計における学校教育、履修とか卒業とかという問題と、人生八十年の生涯学習社会における学校教育の位置づけ、これは変わってくるわけでしょう。そういう中において、卒業という概念は一体どんなふうにお考えになるのか。

それで、私の考えといいますか、これはうちの公明党の政策の立て方と申してもいいわけなんですけれども、単位の累積証明、そういう方向にだんだん持つていくべきなのじゃないだろうかと思うのです。これは丸抱えで、どこで卒業でございませうということじゃとてもできない。一つの学校に籍を置きながらほかのところに、外国に留学したり、あるいは今度のように別な研究所に行くといふようなことが起こってくるわけでしょう。それはむしろ望ましいことなのであつて、非常に多様化している中であつて、学生の進路といつたつて、私はこの道に進みたいといふものばかり来ればいいけれども、そうじゃないのが来て、

またわけがわからずに入ってくるのもあるわけだ。それが、やつている間にいろいろなことを言ひ出すわけだ。昔流に考えれば大変な若者だと思ふかもしれないけれども、そういう人たちが次の時代を担つていくわけですから、それにこたえていく。それには、一つのところに籍を置きながらあつちこち行き来ができるようなやり方で行き方でしょう。そうなりますと、大学に關しての改革、入り口のところをいじるのもいいけれども、出口のところをしっかりとつておかないと、これは橋の欄干をきれいに磨いたけれども、渡つてみたらば余り大したことなかつたということになつてはしうがないから、単位の累積証明といふ方向に移すべきじゃないか、こう御提言申し上げたいのですけれども、大臣いかがですか。

○中島國務大臣 まさに先生御指摘なさいましたように、かつては人生五十年、今人生八十年と申しますと、大学卒の卒業時期はちょうど人生の四分の一の段階でございませう。あとの四分の三を含めましてどのように意義ある社会人として全うするかといふのがこれまた人間の一つの目標であると思ひますので、先生のおっしゃつておられることが単位の累積で一つ一つの御提言でございませうし、その意味では高校におきましては単位制高校をつくつていこう、こういうこともございませう。先生のおっしゃるものを敷衍しますと、生涯単位制と申しますか、社会に出ましても常に前を向いて歩みつつ単位を積み重ねていく、こういうことにもなると思ひますので、私の、精神的には非常にわかりませうし、その考え方といふのは有意義だと思ひます。

ただ、具体的面をどう取り扱つていくかといふことについてもお尋ねがあれば、政府委員から御答弁させていただきます。

○阿部政府委員 先ほど来お話にも出ておりましたけれども、日本の社会、終身雇用制といふようなことが根強くあるわけでございますので、大学を出た段階で就職をする、それが終身雇用だとい

うようなことになりまして、大学を出る段階での卒業資格の問題というのは、日本の社会の中ではやはり大きなウェイトを現段階では持つておられると言わざるを得ないと思ひます。ただ、もちろん社会もかなり流動化しつつあるわけでございます。先般つくらせていただいた現在学年進行中の放送大学などにおきましては、大学を卒業するといふことをねらいとしておられる人たちがばかりではなくて、ある特定の科目のグループ、例えば子供を育てる関係で心理学や教育学を勉強したいといふ人たちがまとめてその勉強をするといふような仕組み等もつくりまして、これにかなりの希望者が入学して現実に学んでおられるといふような事態も出てまいつております。いろいろな形で少しずつ新しい動きが出てきておられるように思ひますので、

また、臨教審の先般の答申におきましても、先生のおっしゃつておられるのとびつたりかどうかは別でございませうけれども、大学の卒業資格を与えるについても、幾つかの大学で取つてきた単位を累積加算して、一定の量、水準に達したならば大学卒業並みの資格として与えていけるのではないかといふような問題意識も持つて、例えば学位授与機関といふようなものを検討してはどうかといふような御提言も現実に出ております。そういった点等も踏まえまして、現在大学審議会ですつと大学改革の御議論をいたしておられますので、そういった中での一つの検討課題として私どもの方から提案もいたしておるわけでございます。何らかの適切な御方針が出てくれば逐次これを実現に移したいと思ひますので、

○有島委員 この問題に限つて言へば、単位の累積の証明、そういったことを卒業といふものの本当の中心にしていこうといふ方向を大学審議会が審議していただく、それはしていただくべきです。これは学部とか専門、専門によるのです。従来どおりで進んでいけるような、ワンバックでやらなければならぬところもあるし、そうでないところもあるわけでございますから、いろいろだ

と思ふのですけれども、その方向性を確認してそれで進んでいくべきじゃないかと思ふわけなのです。それをお願いいたします。いいですね。

それから、そつちの方向になるとすれば大学は一体何をすることかといふことだけれども、簡単に言えば、高校や中学と大学は違ふのだから。専門学校もございませう。大学といふ名前前にみないしなればならぬといふことになるわけだ。これも私の考えを先に言つてしまへば、大学の教育研究に關してこれだけは欠いてもらつては困るなと思ふのは、小人数における、小さなグループにおける研究、小さなグループにおける教育、普通ゼミなんといふのはそういうふうになつていくことも多いでしょう。それから、工学部や医学部だと実習のときはみんなそういうふうになります。だけれども、人文学部ないしは経済とか法律なんか、小人数といふことは私は非常にこだわらなかつた。といふことは、人間の一生の学習前後の年代といふのは非常に重要な時代である。その重要さといふのは、人間の創造性といふか自主性といふか個性といふか、そういうものが本當にそこから触発されていくか、あるいはそれが癖とか性癖の状態でもって個性、個性と言つていふだけだけれども、癖だらけでもって使ひ物にならぬといふふうになつてはこれは困るわけですよ。使ひ物になるけれども、模範生で、模範的にすべてやつたんだけれども、生きがいがないやつて自殺しちゃつた、これも困るわけですよ。これはやはり人と人、人格と人格のぶつかり合ひといひますか、触発といふことのチャンスを得るといふことが非常に大切なんじゃないかと思ひます。そんなことはもう大臣に向かつては釈迦に説法みたいなものかもしれないけれども、そのチャンスを欠かせないためには、受講形態といふものを多少分類いたしました。それで、さっきの単位の証明にいたしまして、この科目については小人数教育で、もうマン・ツー・マンでやつてきたんだといふこともあるでしょうし、これは大教室

でやってきたんだ、あるいはこれは通信ないしは放送大学でやってきたんだ、そういったこともやはり必要になってくるんじゃないですかね。それから、小人数での単位数を、大体百二十八単位やらなければならぬとしたら、大体二〇%ぐらいは確保してやるうじやないか、これをもつて大学教育としようじやないかといううな、何かそういううな、これは別に余り細かいことを言う必要はないかもしれないけれども、方向性といひますか枠といひますか、そういうものをひとつ御研究いたしたい。これは大学審議会でも結構です。こう提言申し上げたいわけだ。いかがでしょう。

○阿部政府委員 大学における教育の場合に、できるだけ小人数教育を取り入れて、そして教官と学生の間の意思の疎通が十分通るような形で指導が行われていくということは、確かに先生がおっしゃるとおり望ましいことだと思っております。

最近、いろいろ小人数教育がどんな格好で行われているかといううな調査等も行っておりますけれども、いろいろ形態は違ふわけでございますが、ゼミを全学生にやらせているところとか、卒論指導といううな格好で小人数の指導をやっているところがございますとか、外国語の科目などについてやっていると、あるいは実験・実習などを小人数で指導している、いろいろなケースがあるわけでございますけれども、かなりの数のところでそういう教育が行われるようになってきているというふうに思っております。また、私どもでこういう指導と申しますか、実態を調査をするといううなこと自体が、やはり小人数教育というのは必要かという気持ちで大学側にも植えつける一つのきっかけにもなつておるのかもしれないとも思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、現在の大学設置基準等につきましても細かいつつまで決めて過ぎているという反対の御意見もあるわけでございます。この度、制度的にこういつたことを規制するといううなものは、各大学にそういう意識を持つていただい

て、自主的にそういうことをやっていつていただくといううなことが大事なことではないかと思つて、この次第でございます。それから先生からこの御指摘はいただいておりますので、私どもの方も機会あるごとに大学の教務関係者の会議等といううなことを申し上げまして、留意をしていただくようにお願いをしていこうと思つてござい

ます。○有島委員 大臣、私は全部を小人数にしろと言つてゐるわけじゃないのですよ。確かにマッショブな一つの受講形態といううな中でやつていく、それもある場合があるんですよ。本会議みたいなものがあつてもいいし、こういった委員

会みたいなものがあつたり、理事会もあつたり、それはやはり全部のことを経てみる、それが大学を

経てきたという一つのキャリアになつていくといううなことがやはり大切なんじゃないか。そこで、今のそういう状態をつくるためにと思つて、私は単位の互換という制度を開いていただくといううなことをやつてきたし、それから、その一つの先

端として放送大学といううなことも進めてもい

いんじやないだろうかと思つてきたわけなんです。

ここで阿部局長さんに伺つておきますけれども、単位の互換についてはどうでしょうか、その進捗

はどうか。○阿部政府委員 先生の御質問は、放送大学の場

合の単位の互換の話でございます。それから、それとも一般的に……

○有島委員 それも含めて、一般のものです。

○阿部政府委員 単位互換制度につきましては、もう既にかなり長い年月を経過しております。ま

して、国内で大学同士の単位の互換をする。ケ

ース、それから大学と短大の間の単位互換のケ

ース、外国の大学との間の単位互換、いろいろな仕

組みが行われておるわけでございます。現在の

あれで申しますと、かなりのところ、例えば国公

私立の大学全部合わせますと四百六十一校あるわ

けでございますけれども、その中で、大学で単位

の互換という規定を設けて実施をしておるところ

が百八校というところで、四分の一ぐらいの大学で

は既にそれが実現に移されているといううな状

況にあるわけでございます。ただ、大学院レベル

なんかですともつと、例えば国立大学の大学院の

場合には八十八校のうち八十四校までが単位互換

制度をつくつて動かししているという状況にあり

ますので、ほとんどがそういうふうに行われている

わけでございますが、学部レベルとなりますと、

やはりそれぞれの大学でかなりの部分が間に合つ

ているというケースが多いのかと思ひます。そう

いう意味では、大学院に比べて学部の場合にはま

だ単位互換は非常に進んでいるとは言ひがたい状

況にあるといううな状況でございます。

それから、放送大学も単位互換制度をつくつた

わけでございますが、放送大学の場合には現在ま

でに十五の大学、四年制大学あるいは短期大学等

と既に単位互換の協定を結んでおりまして、ある

程度の、人数にいたしまして、例えば六十三年度

の場合には約二百名の学生がその単位互換制度に

のつとつて単位互換の恩恵を受けていると申しま

すか、そういうような状況にあるわけでございます

して、放送大学側もこれは大事なことでござい

ますので、逐次個々の大学に呼びかけをして、その範

囲をふやしていつていこうという状況にあるわけ

でございます。

○有島委員 大体、以上でもつて概括的な問題を

終わろうと思ひますけれども、大臣、今までのや

りとりの中で何か御所感があれば御発言くださ

い。

○中島國務大臣 教育改革を進める上での幾つか

の御指摘をいただきました。

教育改革は幅広い影響があるものでございま

すから、それを認識していくようにということと、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

それから、社会に出る出口論と申しますか、

○野崎(私)政府委員 先生御指摘ございましたように、国立大学の授業料は、学生が大学の会計の収納窓口に来まして現金を収納するという形になつておるわけですが、この方法ですと、確かに今ごさいましたように納入時期が集中しまして大変混雑するとか、現金を途中でなくすおそれがあるというようなことで、私も大変問題意識を持つておりまして、何か改善方法がないかというところでいろいろ検討は重ねてまいつたわけですが、一つの方法として代行納付制度、今先生おっしゃった振替というのとはちよつと今制度的にはなかなかあれなものですから、代行納付制度というのがいいのではないかと、実はそれとも順次進めていきたい、こう思つておるわけです。

その中身は、学生と銀行の間で授業料の代行納付の委託契約を締結する、学生にかわつて銀行に払つてくださるという委託契約を学生と銀行の間で締結する、それで銀行が学生にかわつて授業料を大学に納付する、こういうことなわけでございます。これは実はそういうことでございまして、銀行の御協力を大変必要とすることでございますので、今各大学にこういう方法があるのじやないかということで私も既に指導を始めております。それで、大学の方も現在の努力を重ねておるわけですが、銀行側の協力を得まして、そういう授業料の代行納付制度というものの実施ができるようにこれからも努力をしてみたい、こう思つております。

○有島委員 大臣、方向としてはこれは時代の流れ、そつちの方向に行くんじゃないかと思ひます。ただ、それを一斉に右へ倣えとやると大変かもしれません。だから、その土地土地の事情もあるでしょう。ですから、国立大学から一律に何かしなければならぬというふうなことがあるかどうか知らないけれども、そういうのを柔軟にその方向に進めていくということも必要なんじゃないかと思うのです。

大臣、その方向性は望ましいとお思ひになります。

○中島国務大臣 大体、今の社会の慣習と申しますかはその方向に向かつていくのでございましょうから、これは一律というのが義務的過ぎるとすれば、自然にその方向に向かうのに知恵を出し合ふということにございませうけれども、先生のおっしゃるような、方向はどうかとおっしゃるやれば、大体その方向に漸次進んでいけるのじやないかと思ひます。

○有島委員 次に、全国に約六十校ある高等専門学校が、高専、高専と言つておりますが、各種学校、専修学校などの専門学校とその名称が紛らわしくなつてきたため、専科大学という名前をつけたいという動きがあるようですが、そういった要望を受けていらつしやいますか。

それで、こんなことについて僕も二、三聞いていますのですけれども、どういふものなんだらうか。大学という名前がついた方がいんだ、こういうこともあるのか。それとも、今定められていた大学レベルのところまで内容を高めるということなのか。あるいはもう一つ、今まで言つていたような大学の概念というのは、それこそ圖書がどのくらいなければいかぬとか、スペースがどのくらいとか、これはとてもとても大変なんですね。ただ、さつき言つたように、大学の概念、卒業の概念ということが少し変わつてくると、こういうものを一概に、そんな格好ばかり言つていたつてしようがない、そういうことを言うのなら出直してこいといひしやつとはねればねられるけれども、大臣、さつきおっしゃつた大きな一つの懐がおありになるわけだから、そうなる、そういうものも専門、専門によつては一つのユニットとして考へていかなければならぬような時代が来ているのだらうか、その辺はどういふふうにお考えになつていらつしやるかお伺ひしたい。

○阿部政府委員 高等専門学校につきましては、臨時教育審議会においてもこのあり方についての御検討が行われまして、二点の指摘が出されておるわけでございます。

一つは、高等専門学校は現在工業と商船、この

分野に限られておるわけでございますが、場合によつてもつと違ふ分野についても高等専門学校がつくれるようにしてはどうかというのが一点。それからもう一つは、先生の御指摘にもございまして、名称の問題として、高等専門学校というのが専修学校等と紛らわしい点もあるので専科大学と改めはどうかという、この二つの点の御提言があるわけでございます。私ももういふ御提言を受けまして、今度の改革でなくならしたけれど、従来大学設置審議会の中に高等専門学校分科会というのがございまして、その専門家の先生方に御議論をいただいてきたわけでございますが、その段階における結論をいたしましては、分野の拡大の問題については検討して実施していくべきであらう、ただ名称の問題につきましては法律論がございまして、要すれば学校教育法の大学と違ふ高等専門学校という制度を前提にしながら同じように大学という名称をつけることにしては、法律制度論として問題があるというところで、にわかには結論が得られないという状況であつたわけでございます。私も、この問題につきましては、現在大学審議会が発足をいたしまして高等専門学校分科会もなくなりまして、これから大学審議会でも御議論いただくことであらうと思つておりますが、単に高専の名称の問題だけというのではなくて、先生のお話にもございましてけれども、高等専門学校が大学等と肩を並べる高等教育の機関として今後どういふ位置づけにすべきかというのどうか、あるいは役割をどうするかというふうなことも踏まえての少し総合的な検討をしてみたい、そんなような構えでおるわけでございます。これまた今後大学審議会に適當な時期に御議論をいただくことにしたい、こう思つておる次第でございます。

○有島委員 大臣、後先になつて恐縮だけれども、今の問題で御発言があれば……。

○中島国務大臣 今の高等専門学校につきましては、政府委員からお答えいたしましたように、まさにこれから大学審議会でも御検討をいただき、その結果を待ちたい、このように考えます。

○有島委員 寄附講座という話題があるのですね。例えば東京大学、それから九州大学。東京大学の方は先端科学技術研究センターというのがあつて、日本電気が「コンピュター通信(NEC)寄附研究部門」こういうのがあるそうですね。このほかにも新日鉄、NTT、CSK、こういった講座も開かれておるわけですね。九州大学の場合には安田火災が「保険講座」というのを開いておる。現在もつとふえていくかもしれないけれども、私が知っているのはそのくらい。そういうような問題も一つの新しい流れなんですね。それで、私立大学では、私どもの出身校なんかも本当にいろいろなところから寄附を受けてそういうこともやつてきた。だけれども、日本の国立大学においてそういうことが出てきた。形式的に申せばこれは教授会が決めることでございまして、教授会が決めたのだからまあいいでしょう、いけなかつたつて始まらぬといふことかもしれない。しかし、一定の原則を考へておかなければいけないのじやないでしょうか。その点について大臣、何か御見解があらひなつたらば言つておいてください。

○阿部政府委員 寄附講座につきましては、これも臨時教育審議会の答申の中におきまして、大学と社会との連携の充実を図る、あるいは民間資金の円滑適切な導入を図るという見地からこういうことができるようにしたらどうかという御提言がございまして、早速文部省をいたしまして実施できるようないたしたわけでございます。現在筑波大学、東京大学、九州大学の三大学で七つの寄附講座、あるいは研究所に置かれる場合には寄附研究部門と言つておりますけれども、寄附講座あるいは寄附研究部門が設けられておるという状況にあるわけでございます。

この受け入れにつきましては、まさに各大学の教育研究の基本にかかわることでもございまして、それぞれの大学において自主的に判断をして

寄附の受け入れの是非を決め、あるいはまたその運営について、教官の採用等についても各大学の判断で実施をしていくことがいいのではなからうかということで、各大学の御判断に基本的にはお任せをするという仕組みをとっておる次第でございます。

○有島委員 形式の上では確かにそうなんですけれども、一つの何か原則を考えていくということが大切なんじゃないか、こう思うわけだけれども、大臣、お考えがあつたらおっしゃってください。

○阿部政府委員 これは寄附講座ということでございますけれども、実質的には学生の教育に当たりあるいはそこで研究を実施するという講座でございますから、各大学に具体的に置かれる一般の講座等の場合と同様に、やはり各大学の自主的な判断を尊重すべきであらうと思つておる次第でございます。先生おっしゃつておる基準という趣旨がちょっと私もわかりかねて、そういうお答えをさせていたゞいておる次第でございます。

○有島委員 こでもつてすぐにこういう原則だといふのはないにしても、行く行くそういうことを考へていかなければならない問題だといふふうにも思つておるわけですね。また、意見の交換の場があればそのときにしましょう。

それは、今度はだんだん法案に近づいてまいりまして、大学院の問題です。我が国の大学並びに大学院は諸外国に比べてちよつとレベルが低いといふようなことを言われている面もある。いろいろな基礎的なものをよその国にやつてもらつて食ひ逃げしているんじゃないか、そんなことも言われている。そんなことを言われたいようにしたいといふこともあるわけだけれども、独立の大学院をつくるということですね。そのほかにも大学院についていろいろな試みがあるようでございます。昼も夜もやれるような大学院の昼夜開講制であるとか、あるいは先ほど話に出ましたけれども放送大学でもつて大学院を創設するだとか、あるいは東京大学は大学ごと一つの大学院大学といふ

方向をつくつていこうといふようなことを言っている。こういうことについて総合的な見解ということもあるわけだけれども、ここにおいても入り口と出口、大学院に入るにはこういう資格で入つてきてもらいたいということがありますね。大学院に來たならば修士とか博士とかいうけれども、博士といふのがこれまで随分戦前と戦後、あるいは戦後でも現在とは違つてきているのです。やはりこれは考え直さなければならぬ面がたくさんあるんじゃないか。それから、ドクターといふことになると、これは国際的に通用するレベルといふことが非常にあります。もうね、そういうことから、大学院の修士それから博士、こういうものといふのは一体どういふものなのかといふことを一遍考え直していかつていかないと、形はいろいろと出でまゐります。出てくれば出てくるほどそれも一つ大きな課題になるのではなからうかと思つておるわけけれども、大臣いかがですか。

○中島國務大臣 特に大学院につきましては臨教審答申の第二次答申でも飛躍的な充実と改革が必要である、こういうふうな答申をいただいております。ところでございます。特に大学院につきましても、今大学審議會で大学の活性化、高度化、個性化を御審議をいただいております。それを取り上げて、今先生申された学位の問題、これを取り上げていただいております。これを審議をいただいております。

ただ、総体的に日本がもうこれだけの経済大国と言われるようになって、これから學術の關係での掘り下げと申しますか、研究の高度化が迫られております。特にそういう中で獨創的な學術研究ですとか、あるいは先導的分野の開拓の重要性が叫ばれております。そういう中で學術研究の国際化ですとか、あるいは学際領域、複合領域の研究の発展に伴ひまして、そこでさらに幅広い視

野を持った獨創性豊かな研究者、こういうものを育てていき、また生まれていただき、それが社会の先導的役割を果たしていただく、そういう社会に來ておると思ひますので、私もますますに大学、大学院の充実、活性化に心しておりますけれども、その具体化につきましてもは大学審の精力的な御検討を待ちましてさらにそれに沿つて進めてまいりたい、こう考えておるところでございます。

○有島委員 高等教育に関する機関といふものはいろいろものがあつてよろしいといふふうに私なんか思つておる一人なんです。そこでもつて余り一つに閉じこもらないで、お互いに風通しよく、何といひますか協力関係も持つし、あるいは競争もできる、そんなふうになつていふ方がいいのだらうと思ひます。そうなつてくれば、なるほど修士とか博士とかいふ学位といふものは大切だ、一種の權威づけみたいなものだけれども、それは通用する一つの基準だから、今円高だ、ドル安だ、いろいろやつておるけれども、どういふふうになつて通用していくか、それが余り下落しないでもらいたいのという気持ちが僕としてはあるわけですね。だけれども、それはいろいろの考へがあるのではありませんか、ただ、そういう一つの新しい時代に向かつてのそういう意識を相当強く持つていなければならぬのではないかと思つておるわけですね。

それは、もう時間が詰まつてきたので、この法案の総合研究大学院大学という名前のごときでございますけれども、総合研究大学院ではどうしていいかわからない、素人にはわかりにくいと思つたので、ここは呼びつ放してもいいようにできませんか。

○阿部政府委員 この点はいろいろ議論のあつたところでございまして、総合研究大学院といふところで切つてそれを固有の名称としてどうかといふような考へ方も、創設準備に当たつた先生方の中ではかなり有力にあつたわけでございます。ただ、具体的にこの大学の名称を考えますに当たり

まして、この大学院大学は要すれば大学、学校教育法の第一条に定める大学の一つであるといふようなことから申しますと、これまで現に存在しております大学もすべて大学といふことでその固有の名称をつけておるということ等もございまして、大学院といふところで切りますと、要すれば大学院といふのは制度的には大学の中の一部局でございますので、そういうことから、その一部局の段階で固有の名称が切れてしまふといふのは適切でないといふ法律制度論がございまして、実態的な希望と法律制度論のはざまに悩んだわけでございますけれども、やはり現行の法令制度に従つた名前にせざるを得まいといふようなことで、この大学院大学といふ名前をお願いをした次第でございます。

○有島委員 したがつて学長さんといふのですか、院長さんじゃないわけですね。プレジデントなんだらうけれども、総長かもしないが、こういふこともおおい余りかたくなでなしに考へていつてもいい問題じゃないかと思ひます。それから、今度は共同利用研究機関の事務局、これが東京工業大学の中に置かれるといふことですね。この事務局員は何人必要なのかといふと四十人なんだらうですね。それで研究員の定員の枠は四十八人といふことですね。今まで各研究所ともそれぞれ事務局を持つて、それでそれぞれの機能を果たしていただけておるわけですね。それで、その連絡協議をする場所が、何でしょうか、これだけでまた事務局を持つといふのは、何だか余り仰々しいんじゃないかと私なんか思ひますけれども、その点はどうでしょうか。

○阿部政府委員 この大学は事務局に総務課、学務課といふ二課を置きまして、それぞれに必要な係を置き、人員として事務局職員が全体で三十一人といふことを予定いたしておるわけでございます。学生の数がいろいろありますとあるいは多過ぎるというふうな先生の御判断もあるのかとは思ひますけれども、ただ、一つ独立した大学院大学として組織をし、運営をしていかなければならないとい

うことで、業務の内容も非常に多岐にわたるわけ
でございますし、また各地に、全国四カ所、四県
ぐらゐに学生が分かれて教官も分かれて存在をす
るというようなことにもなるわけでございますの
で、その間の各種の連絡調整等の仕事もかなり出
てくるであらうというように考えまして、
一般の大学をつくるのに比べますと非常に限られ
た人数ではありますけれども、必要最小限のもの
として三十一人程度の者を置きたいということを
計画している次第でございます。

○有島委員 御説明を聞けばそんなものかなと思
うけれども、外から見ると何だか仰々しいななん
て思いますね。

それで、今度は、大学院の管理運営については
どうも重要な部分を部外者の参加するような審議
会が置けるとか、そういうようなことが言われて
います。それから、担当教員の身分保障が不安定
じゃないか、そういうことが言われておる。それ
については、そうじゃないのだ、学部自治と同じ
ように教授会の自治でやっていくのだから御安心
ください、こうおっしゃるらしい。身分保障につ
いても、これはちゃんと教育公務員の特例法の
とおりだ、こういうお答えです。お答えはお答えか
もしれないけれども、教授会といつて教授会を開
くと、あちこちから教授会のために集まってくる
わけですね。その集まってくる教授の方々の
うのは、ちゃんと自分の研究所を持っていてそ
ちでもやっているわけですね。これは二重のロード
になるわけですね。場合によると研究所を持ってい
て、その研究所と関係の大学に所属していらつし
やる場合もあるわけなんです。研究者というの
は、親分肌の研究者というのがあって、そういつ
た管理運営ということについて御堪能な方もいら
つしやる場合もあります。それは非常に貴重です
けれども、しかし学究肌の教授などというのはそ
んなものに行つては行けないという場合もある
んじゃないですか。そうすると、やはり管理運営
について再び疑問が起ころざるを得ない。大学の

自治と同じでございます、ああ、そうございま
すか、というわけには実際はいかないのじゃない
だろうか。こういう心配はどうですか。

○阿部政府委員 総合研究大学院大学の管理運営
につきましては、先生御質問の中で既に仰せにな
つておられましたけれども、仕組みとしてはまづ
に学校教育法の大学でございます。したがつて
、学校教育法の教授会等の規定あるいは教育公
務員特例法の各種の規定が適用になるといふ性格
のものでございますので、一般の大学と基本的に
運営の仕組みは同じだということでございます。

ただ、幾つかの地区に教官たちが分かれていて
いうことはございまして、そういう意味では確
かに、全員集まつた教授会等をしれば開くとい
うようなことについてはある程度の工夫が必要だ
ろうというケースは出てくるだろうと思つて
います。

例えば、現在ございましての言へば、北海道
教育大学というのは、北海道の各地に何百キロと
離れたところに分校があつて、その全体の教授会
というのはいさなかな難しいから代表者の会議で比
較的細かいことは決めていくことにしようとか、
いろいろな仕組みのやり方はあるわけでございま
す。教授会の議題につきましても、非常に細かい
細目にわたるようなことはむしろ代表者にお任せ
をして、基本的なことだけ教授会で集まつて決め
ようという仕組みもあり得ることだと思つて、
で、それは、この大学が新しくスタートをして、
中の教官の方々が相談をして、どういう運営にし
ようかという運営上のいろいろな工夫をしていた
だければ実施可能なことであらう、こう思つてお
る次第でございます。基本的なルールとしては、
もちろん大学の自治のつとめた基本的なルール
で行われる。その範囲内で運営上の工夫はそれぞ
れその大学で考えてほしい、こういうふうと思つ
ておる次第でございます。

○有島委員 これは大切なところでございま
して、代表者の方ではいいと言ふのだけれども、結
局これは、事務局がしつかりしてみんな運営して
いくという部分が多くなるに決まっているのじゃ

ないかと思うので、そうすると、これは今でも、
各大学においていろいろな新しいことをやろうと
しても、大学の事務当局において理解が得られな
いと、教授会では決まつたのだけれどもお金が実
質的には出なかつたりするといふので、平たく言
えば官僚統制ですね、これは文部省から来ている
人が全部握つておるといふような極論も聞か
うから、少なくともその方向をはらんでい
るのだといふことは認識しておかないと、すべて大
夫ですといつて安心して出発するわけにはい
かない。だから、何かここで開き直つて、このこと
が納得いくまではこれはおれは賛成できぬと言つて
頑張つてもいいくらい大切な問題ではなからうか
と思つています。

ですから、ここでは本心に創造的な、学問的な、
基本的なことをやりましよう、こういうことで
から、これはよほど注意して運営をしていく。初
めのうちはいいかもしれないけれども、これはこ
ういふふうにしなさいといふことを私は具体的に
持つていけないけれども、これも一つの大きな課題
としてしよつたままでもつて、そうかといつてそ
れを解決するまで動き出せないといふことになり
ますと、僕ももう一言言つては何事も進まな
いと思つて、だから目をつぶつてスタートし
ちゃうといふのではなくて、目を開いたままでも
つてゴーをしなければいけないのじゃないか。く
どいようだけれどもその点を申し上げておきたい
のです。

その次に、大学の改組の問題がこの法案の中に
ございまして、ここで出ているのは三重大学と京都
の工芸繊維大学、この二つだけでございまして
けれども、これも時代がどんどん変わつてまいりま
す。大学の改組といふことについては、いろいろ
な大学が今それぞれ工夫をし苦労をして、文部省
の方にも持ち込んでおるのじゃないかと思つて
います。私も二、三聞いておる。この前も滋賀大学で
もつていろいろ苦労をしていらつしやる話なんか
も聞いていますけれども、そういったことにつ
いて、これはタイミングの問題ですから、昔ながら

のゆつくりテンポでもつてやつていくのでなし
に、多少早めて審査をどんどん運んでいかなけれ
ばならないのじゃなからうかというふうには私は感
じるのだけれども、その点はどうでしょうか。

○阿部政府委員 国立大学の改組の問題でござ
いますけれども、御指摘のように、最近いろいろ
社会的な情勢の変化あるいは教育研究上の変化と
いふようなものを踏まえまして、新しい学部・学
科といふものがあつたといふようなケースがしば
しばあるわけでございまして、こういったものに
ついて、最近の行財政の事情等もございまして、
また、本来的に新しいものだけつけ加えていけば
いいといふものではないだろうといふふうに考
えている次第でございまして、既設の学部・学科等
を再検討して、可能なものについては現代的な
ものに切りかえていくといふようなことも改革とし
て必要だろうと思つております。

こういった関係で、私もなかなかのもののにつ
いて各大学の要望を受けながら改革を行つてお
るわけでございまして、先般成立を見ました六十三
年度の予算におきまして、国立大学工学部と農
学部の分野を中心に、十三大学で八十の学科の内
容の改組・転換をやつておるといふようなこと
でございまして、今後ともこういうことについては
できるだけやつてまいりたいと思つております。

なお、先生が御指摘の中に出てまいりました滋
賀大学の問題につきましても、改組をいまして情報科
学部をつくりたいといふようなことがあつてござ
いまして、このケースの場合には学部を新しく
く一つつくり出すような格好になるというよう
なこともございまして、現状で非常に難しい問題で
あると言わざるを得ない面があるわけでございま
すけれども、せっかく滋賀大学での御検討が行わ
れておりますので、私も、さらに、詰めた議
論としてどんなものになつてくるか、これを見守
つていきたいと思つておる次第でございまして
、これは先ほども問題がございましてしたけれど

も、大変立派なことを書いてあるわけなんですけれども、学歴偏重、それから受験競争の過熱、こういうものの悪影響を正したいというわけですね。だから、今度の大学入試の改革で、学歴偏重や受験競争の過熱というのをこれは何か緩和できるのでしょうかね。できると思っています。つしやるのか。そんなことを言っています。申しわけない、失礼かもしれないけれども、それはちよつと余りかみ合っていないんじゃないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○阿部政府委員 大学入試の、現在例えば入試地獄と言われているような事態というのは、内容を分けてみますと二つあると思っております。一つは、いわゆる有名校等に学生の志望が集中する、それによつて非常に過酷な競争が行われるということでございます。これは入試の仕組みをどう変えても簡単に解決するような問題ではなくて、もっと基本的な、社会的な風潮の是正でございます。あるいは各大学がそれぞれ肩を並べるような充実した大学になっていくことであるとか、いろいろなことがあわせて行われま

せんと、入試方法だけではどうにもならないであろうと思うわけでございます。

ただ、もう一つは、今の入試地獄云々と言われることにつきまして我々考えておりますのは、入試の中身が学力検査一辺倒であつて、しかも難問奇問が出てくるというようなことを、何かもつと受験生の能力、適性等を多角的に判定をして可否を決めるといふような方式に変えていくことによつて、むだなど申しますか受験のためだけの勉強をするといふようなことでない、もつと全人格的な伸びを高校時代に期待することができるようになり、そういう意味での入試改革という意味では、私も現在検討を進めております新テストを含めました入試改革というのには役立つ部分があるかならう、こういうふうにも思つておるわけでございます。

最初の繰り返しになりますけれども、受験生が集中して激烈な競争があるということが、この入

試方法をとることによつてすぐ解決するといふようなことは毛頭考えていない次第でございます。

○有島委員 これは先ほど教育産業のところでもつて少し申し上げました。時間が来ましたから、これは議論は後日にチャンスがあつたらうということにして終わりますけれども、何かいじればいじけるほど受験産業がもうけていく。もうけるだけならいいけれども、受験競争が盛んになった方がい

いんだというふうな勢力が強いんだということ、これはばかにならないと思つてすよ。だから、それに対してどういふふうな手を打つていかなければならないのかということをやらなかつたら、それが裏目に出るといふことは重々わかるんじゃないだろうか。そのことを僕は僕たちも一緒に考えていく、食いとめていふかやつていかなければならないと思つてのことなんですから、けれども、こういうふうなやつたんだからこれ

心してやつてもらいたい。

それから最後に、大学センターがこれからのいろいろな情報を提供するというのを承りました。これは海外の大学のこともやらなきゃならぬ。だから、海外の大学の情報というのは、今の駒場の留学情報センター、その小さな部屋で整理されてやつてゐるんですよ。お金が足りないんですよ。けれども、そこには一つのそういう芽がある。そういうこともひとつ配慮いただきたい。

では、質問はこれで終わります。大臣から何か一言所信があれば伺いたい。

○中島国務大臣 教育全般について御指摘をいただきましたが、最後に大学入試の問題でございますが、これは私も心してまいりますし、また一言つけ加えさせていただければ、大学を改革することによつて高中小と改革されていくであろう、また大学を改革するためにはやはり社会の受け入れ態勢が徐々になつていくことも想定しなければいかぬと思つます。つまり社会の構造が変

えば一次産業は売上高でいけば五%だ、二次産業も三〇%だ、あとの六五%は第三次産業だ。その中でまた大きな部門は、頭脳サービスといふものがだんだん多くなつていく。そういうふうな社会の仕組みというものが構造というかシェアが変わつていきますと、それなりに社会が求める人材も変わつてくるであらうと思つてすよ。そういう意味では、その面から学歴偏重が崩れていく兆候は十分あるんじゃないかと思つてすよ。そのときに社会が要望する人物というのは、やはり学歴の上に立つてゐる人物ではなくて、その一人一人の創造性、獨創性といふものが求められていくであらう。とするならば、社会の方が既になつておつて、しかも学校の体制の方がそれにおくれている面があるかもしれない。それならば、それに即応するようになつていくことによつて、両々相ま

つて学歴偏重社会といふものは正できるきつかけがあるはずだと私は思つておりました。そういう面では、社会に送り出す大学の使命からして、その大学で受験生を探るときに、個性化、多様化を重点的に受験生の資質を見ていくということが、大学の入り口と出口で学歴偏重を変えていく一つのきつかけになり得ると思つておりました。そういう面でも大学入試センターの一つの事務として、海外のあり方も広く収集し、情報としてそれを伝えようといふことも確かに大切なことと思つて拝聴しておりました。

○有島委員 ありがとうございます。終わります。

○中村委員長 滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長長まで御苦労さまです。各委員の先生御苦労さまです。大臣御苦労さまです。政府委員の皆さん御苦労さまです。

さて、きょうは朝からいろいろと委員会の運営、疎漏もあり、御苦労もあつたようであります。私は久々に文教委員会におきまして質問の機会を与えられて、まことにありがたいこと、また責任を感じてゐるわけでありま

す。

○中島国務大臣 教育改革全般についてでございますけれども、特に、今大学が置かれた問題、その大学の改革の趣旨はどこにあるか、こういうこととございまして、概して日本の教育の水準は高いと言つてまいりましたが、しかし、高等教育というものは、まさに社会自体が成熟度を増しますと多様化、個性化してまいりますし、そして初等、中等の場合には教育全般の水準といふものがある程

の一部改正に関する法律、言うなれば総合研究大学院創設にかかわる議案等についてであります。が、今いろいろと各党の御意見等も承つておりました、私が抱いておりました例え名称について、ないしは広く地域にまたがって教場が幾つかになりますための運営の難しさといふようなこととにつきましては、触れていただきましたので割愛させていただきますが、私が大臣にここでお願いをいたしたいことは、大変難しい時代に文部大臣をお引き受けいただきまして御苦労をおかけいたしますけれども、しかし考えてみれば、これは人類が地球上において以来、さらにはアダムとイブ、伊邪那美、伊邪那岐以来のあらゆる時代において、あらゆる国において、あらゆる御家庭において、子女の教育のことは一番難しい課題、したがつて人生のすべて、言うなれば国家運営のすべてと云つても過言ではなかつたと思つておりました。ですから、殊さらに今が難しいといふことでもありますが、考えようによつてはいつの日も難しかったと言へるわけでございます。

そこで、戦後の教育一般、特に大学、高校、いわゆる高等教育の面におきましていかなる反省を持つておいでか。あるときは校内暴力が、あるときはそれこそまことに道徳の廃退が憂へられた時代もございました。今日の時点においてどのよう

省におかれては、このようなことが再び起こりませんように、適正なる処置をお願いしなくてはならぬというふうに思うのでありますが、その後の経過と文部省の決意をひとつ承りたいと思います。

○面崎府委員 御指摘の教科書につきまして、採択に関するいろいろな経緯があったことは先生御指摘のとおりでございます。

私も教科書採択につきまして、これは厳正、公正な立場で採択の権限を有する者がこれを行うということが必要でございます。そのため、やはり不当な圧力というふうなものがあつてはならないわけでございます。

その後の文部省の指導の経緯をいたしましては、一月の主管課長会議で採択の公正確保について指導したことは既に申し上げたところでございますが、その後の経緯をいたしまして、日時をいたしましては、本年の三月三十日付で初等中等局長名義で各都道府県教育長あてに通知を出しまして、「昭和六十四年度使用教科書の採択について、こういう通知でございます。その中で、特に項目をいたしまして採択についての厳正確保というところで、「教科書の採択は、採択権を有する者の責任において、適正かつ公正に行われる必要がある、いやしくも外部からの不当な影響により採択結果が左右されることのないよう適切な対応がなされなければならない。各都道府県教育委員会においては、このことを踏まえ、貴管下の採択関係者に対して指導を徹底すること。」という通知を出しておるわけでございます。私もこの通知を今年度特に出したというのを踏まえまして、採択の公正さの確保ということについてはなお努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○滝沢委員 局長、これは今の通牒一片をもつてして、これが今後に向かってそのような事態が再び起きないということが保証できるのであるまいでしょうか。そのような安易な問題ではない。要するに、教職にある者ないしはそれにかかわ

る者どもの教育というものの対する基本的な理解の違いからこれは成り立っていることであります。それから、思想を教育の現場に持ち込む、そのことにあるわけでありまして、極めて根深いものがあります。それから、私は一片の通牒をもってこれは解決しがたきものであるというふうに思うわけであります。

そこで、具体的な対処というものが無いものかどうか、どのようにお考えか承りたい。

○面崎府委員 私も、教科書につきましては検定、供給、採択とあらゆる面につきまして現在いろいろな見直しを行つておるところでございます。その中に先生御指摘の採択の問題が入つてまいるわけでございます。近々採択のあり方につきまして文部省の内部、局の内部で協力者会議を設けて、今後の採択のいろいろなあり方についても検討を進めたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

端的に、先生御指摘のいかんにして採択の公正さを担保するかにつきましては、通達を出すことだけにとどまるわけではございませんで、具体的に都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、校長の方々が、教科書の採択に当たつてそれぞれの決意とそれから実行をもつて担保していただくかなければならない、こういうことがございますので、私も、この通知の後のフォロー措置としていろいろな機会、指導部課長会議等ございまして、そういう機会にそれぞれについての徹底を図りたいと思うことが一つ、それからまた、具体のケースが今後起きてまいることも考えられますので、全国的な問題として採択の公正の問題がいろいろ問題として取り上げられているところにつきましましては、それぞれ具体の問題として対処してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○滝沢委員 福岡県立門司高校のことは御存じですか。

○面崎府委員 現在詳細には承知いたしておりません。

○滝沢委員 一々時間がないからであります。これは最たる状況であつたと聞いております。

さらに、これは主に私立高等学校が採用に踏み切り、したがつて事件も多かつたわけでありまして、福岡県の緑が丘高校、あるいはまた同じく福岡の成蹊女子高校、同じく福岡県の郡山におきまして安積商業高校、会津若松におきまして第一高等学校というあたりにおきまして大変な事件、トラブルがあつたわけであり、したがつて、その校長ないしは教務主任等がげつそりやせる思いでこのことに対処をしてくれたわけでありまして、そうならば、学校の自治が学問の自由から知りませんけれども、私はやはり、ここでそれを申し上げるのはいかかと思ふけれど、場合によつては警察力を頼つても教育の中立と厳正は保たなければならぬ。逆にこれが、右のグループが、いわば今の教科書は気に入らぬ、そこでそれを採用する学校等に圧力をかけてきたならば、いかなる世論の反響を受けるであらうかというふうに考えますれば、私は文部省がきれいごとでこのことを見過ごすわけにはいかぬと思うのであります。重ねて、具体的にいろいろと対処をしようとつしやることの、具体とは何であるかを承りたいと思ひます。

○面崎府委員 ただいま先生がお挙げになりました福岡県のケースにつきましては、緑が丘高校のケースは私もちよつと承知いたしております。

そこで私もとしては、福岡県教委の指導部課長の担当官に対して、この件についてのそれぞれの対処については指導したところでございますが、私は二つ問題があるかと思つております。

一つは、やはり採択権者が不当な圧力に屈することなく毅然として、みずからの選定をした教科書を、採択した教科書を書く、この問題が一つでございます。

それから第二点は、今先生御指摘のように、仮に教職員の方々がその組織としての行動をもつて教科書の採択についてインフルエンスを及ぼす

というふうな行動があるとすれば、教職員の服務なり職務執行についての監督機関はそういうことについての指導の責任があるわけでございますから、立場にない教科書の採択について不当な圧力を及ぼすような行動を慎むべしということについて厳正な指導をする必要がある。これが第二点でございます。

両々相まつて教科書の採択についての公正を担保する、こういうふうなことが必要だと思ふものでございます。それから、この点につきましては今後の問題として、私も十分指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○滝沢委員 初心を貫いて、いいと思つた教科書の採用を書く、ここであなたのおつしやるのはそのようなことであります。しかし、朝から夜まで自宅に、学校に、旅先に圧力をかけられ、電話をかけられることにおいては、身の危険をも感ぜざるを得ないのであります。それは逆の立場になつて、あなたが現場の校長であつたという立場に立つて物事を考えていただかなければ困るのであります。

そこで、私は場合によつては警察力をお願いしても、こう申し上げたのであります。そのようなことは可能でありますか。

○面崎府委員 先生御指摘の警察力の行使という問題は、やはり警察力行使の前提条件があらうかと思ふわけでございます。物理的な身体的、精神的、急迫不正な侵害というふうなことであらうかと思ひますが、そういうふうな構成要件が該当する場合、あるいは不採択が物理的に行われる場合、そういうふうな点において教科書に関する事件が発生した場合には、それは当然警察力の行使を要請するということは考えられようかと思ふわけでございます。それも程度の問題があるわけでございます。まだ私も、その点については要請があつた、あるいは行使があつたということとは聞いておらないわけでございます。要はそういうこと事態に立ち至らないように、やはり教育行政関係において努力するべく、私も県

教養等と一緒にこの点についての担保を考
えてまいりたい、こういうふうに考えておりま
す。

○滝沢委員 どうですか、このことについて文部
省は、それら問題があったとされる学校に人を遣
わして実態を調査されるお考えはありますか。

○面崎政府委員 先ほどちょっと触れさせていた
だきました、私も検定、供給、採択に關連
いたしまして、現在全体の制度の見直しを始めて
おるところでございます。その一環として採択制
度についての検討に入るわけでございまして、そ
の採択制度の検討に入る前提といたしましては、
採択の現状がどうか、そしてどこに問題があるか
というこの調査が必要でございます。したが
いまして、先生がおっしゃいます、採物について
個々具体のケースの調査といえますよりは、もう
少し広く、採択の系統なり、採択の問題点の所在
なり、個々具体の問題ケースが仮にあるとすれば
その問題ケースなりについて、私も近い機会
に広く調査をしてみたい、こういうふうに考えて
おります。恐らくその一環として、先生御指摘の
ようなケースがあるとすれば報告に上がつてまい
りますので、そういう点について私も調査検
討の一つの素材として、対処についての検討をし
てまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○滝沢委員 そういふことで、文部省がよほどの
決意を持ってこれに臨まなければ教育はその現
場、現場においてゆがめられるというふうには私
は思いますよ。

そこで、先ほどたびたび採用制度についての制
度の検討をとおっしゃっているわけであります
が、私はやっぱり検定制そのものからこれは練
り直さなくちゃならぬ課題だと思いますが、どう
ですか。この検定制についての再検討、統いて
採用の手順についての再検討ということを着手さ
れる用意がありますか。

○面崎政府委員 教科書制度につきましては、先
生御案内のとおり、臨時教育審議会の答申にもい
ろいろ盛り込まれておるわけでございまして、私

ども、まず検定制につきましては昨年七月から
教科書検定審議会で検討していただいております
でございます。もう既に五回の総括部会を開きま
して、検定の基準の問題、合否判定の手順の問題、
検定手続の問題、これらにつきまして検定審議会
としての意見の取りまとめをお願いしておるこ
ろでございます。

学習指導要領が恐らく今年末に大体で上がる
予定でございますが、指導要領がで上がりまし
た後、若干の時間を経て検定審議会の答申と申し
ますかまとめをいたす、こういう考え方に立っ
ておりますので、教科書の検定に關する基準なり
手続なり合否判定の方法等につきましては、より
よい教科書を実現するための一つの課題として私
ども現在真剣に取り組んでおる、こういう状況で
ございます。

○滝沢委員 大臣、いささか才先が急変して大変
恐縮であります、今お聞き及びのとおりであり
ます。そこで私は、戦後教育にそもそも過ちあり
とするならば、先ほどからの大学院大の構想も
これをまことに結構であります、大きな試みとして
評価をしたいと思っております、しかし制度だけで
はどうにもならぬ、戦後四十一年の教育の奥の奥の
奥の問題点ありと言わざるを得ないと思うのです
よ。そういうふうな思ふ立場からすれば、憲法は
いかんということが一つ問われましよう、さらに
は教育基本法というものは今のままでいいものか
どうか、不磨の大典という言葉もありましたが、
この世に万代不易なものがあるはずがありません。
戦後四十年、このように社会状況、経済状況、
人心ともどもに変わってきた今日において、教育
基本法はあのままでいいかどうか、検討の余地が
あるかどうか、一言いかがですか。

○中島国務大臣 教育基本法というのは、私の考
えでは日本国憲法を受けております。日本国憲法
で描かれたその社会をつくる根本は教育である、
社会をつくっていく根本は教育にある、教育をそ
こに位置づけるということは重要な視点でござい
まして、その意味では私は賛成でございます。

で、教育基本法も、今できております基本法が
日本国憲法にのつとて、教育が根本であると前
文に書かれてございます。それから各条に分かれ
ておるわけでございますけれども、私はこれはや
はり守っていくべきものであると思っております。
ただその中に、紙背を通してやはり買かなけれ
ばならぬのは、日本の伝承されるべきものがあり
ましようし、今私どもが生を受けております八十
年の限られた生命というものは、やはり代々受け
継がれてきた祖先からの魂の哀歓というものを現
在受けておられますものでございますので、その意
味でその伝承を忘れずに、そしてこれから二十一
世紀に向けて、さらに将来に向けてそういう平和
国家を形づくっていく、その根本に教育を据えて
考えるということにおいては、私は教育基本法は
守っていくべきことである、このように考えま
す。

○滝沢委員 お答えが立派過ぎてちよつとわから
ぬような感じがいたします。まさに教育基本法そのま
まのお答えであります。

教育基本法の問題点、欠点がありとすれば、今
大臣の御答弁のように、まことに結構な言葉す
めなんでしょう、わからぬというところにある
わけですね。具体的に私が言うならば、あの教育基
本法に加えるべきものがあるとすれば、個人の尊
厳、個人を強調した先に、いきなり世界・国家の
平和、これに貢献することが書いてあるわけで
す。中に肝心な、おっしゃった古い伝承のものが
ない、民族がない、国家がない。個人あつて国家
なし、そして世界ありというところに問題点があ
ると私は思いますよ。もしも私が文部大臣であつ
たらば、教育基本法の見直しについて意欲的に
取り組まます、こういう答えをするんだけれど
も、私は大臣やつたことないからそれはわからぬ
けれども、いかがなものでか。遠慮しないでひ
とおっしゃってください。

○中島国務大臣 私は、そのところをこういう
言い回しで申しました。教育基本法は守るべきも
のである。しかし、その紙背にあるものを感じ取

つてこれを進めるとするならば、今私どもが将来
に向かつて立つておる、そこに來つた伝承、歴史、
そして風土と申しますか、そういうものを体し
て、そしてそこから出発すべきものである。私は、
そういうふうに基本法の中から読み取りつつ進め
るべきことである、こう申し上げた次第でござい
ます。

○滝沢委員 気持ちはわかるが言葉がわからぬ、
言葉はわかるが気持ちかわからぬ、そこら辺のと
ころですよ。そこで私は、教育基本法の足らざ
る点を補完する、修正する何らかの営みなくし
て、日本の教育は再生できないというふうな断言
してはばからないということでありまして、ここ
で短時間にして結論を得るに至らずとも、大臣、
このような声が少なくとも相当の立場、相当の広
がりを持つて今日日本に満ち満ちつたところとい
うことを御理解を賜りたいと思つております。

さて、話がまた一転いたしました、私はかね
がね、これは国語課長さんに見えていた、た
くわけでありまして、文化庁におきまして、そ
ろろ国語を役人がいじり回すことをおやめになつ
た方がよろしい。先般私は変な句集の出版記念会
をいたしました、政治家が文化を支配すればその国
は大きな過ちを犯す、このことは世界史の中にそ
の例をまた挙げられるところである、むしろ政
治は文化に奉仕をすべきものであるというふうな
おっしゃつていただきました。まことに至言であ
ると承つたわけであります。例えば文学、文字、
音楽、絵画、こういうものが、これは書いてはい
かぬ、これは書けというのとは間違ひです。そうい
う政治は間違ひです。仮に政府が志しているよ
うな文化、文学、芸術に対する理想像があるなら
ば、そういうものが生まれるような土壌の政治を
行えばいいわけです。戦争中、私たちはもう目が
覚めると戦争ごっこです。それは大人が戦争を
していたから子供は戦争ごっこをするわけですね。
今の子供のやつてゐる、何ごっこか知りません
が、それは大人の表現ですよ。そういう意味で、

もしも文部省ないしは文化庁が国語はこうありたいと思つているのならば、そういうことが行われるような政治を政府がすればいい。日本じゅうが砂漠になったら砂遊びになるわけだ。日本じゅうが緑になれば緑の中で花を摘んで遊びますよね。そういうことですよ。

そこで、文部省ないしは文化庁は国語に対するいろいろの営みをおやめなさい。どういう文字が使われるか。例えば戦争になれば「爆撃」とか「突撃」という言葉がどんどん使われるわけです。そういうことですよ。お相撲の時間になれば「押し出し」とかまたそういう言葉が流行するわけです。

から、そういう意味で結論から言つて、文化庁は国語から手を引きなさい。特に先般の、あれは国立国語研究所も朝日新聞にすっぱ抜かれましてちよつと気の毒であつたようではありますが、要するに外人が日本に来たときのガイドブックをつくるというのなら話はわかりますよ。私たちだつて外遊するときに、一晚勉強してもどうもわからぬ、苦勞するけれども、要するに、サンキューベリーマッチというのを覚えていけばそれでよろしい。逆に言うならば、日本に行かされる外国人

は「済みません」「どうぞ」という言葉を覚えればよい。それも覚える能力のない者は、「どうも、どうも」という日本語を覚えればそれで通るというようなものでありますから、外人のためのガイドブックをつくるのはよろしい、しかし、外国から来られる人のために日本語を改正してお待ちしているためにこの前の報道があつたものでありますから、これは総反撃でしょう。ですから、そういうことを一切おやめなさい。もつたない人件費を使って、もつたない会議費を使って、ああいうことはやめた方がよろしい。むしろフランスのアカデミー・フランセーズのように、四十年、五十年に一回、日本語の標準辞典はこれだ、そういう字引を出してやっていることの方がむしろよろしいというふうに思うのであります。

今、国語審議会が外来語の表記についていろいろと議論していращやるといっているのであります。

が、表記よりも、むしろ外来語がこのようにはんらんしている。日本語を知らないことは全然恥ぢず、かしくないけれども、ちよつとした片仮名文字が何のことかわからぬときは真つ赤な顔をしてわかたぬというようなふりをしていふというなことは、これはもう全く亡國の民です。國語に対する自信と愛情を失つたところに、我が日本の國は既に占領後四十年、いまだ占領は終わつてないといふことでありますから、どうかひとつ勇氣を持つて、文部省が國語から手を引いてちょうだいするように思うのでありますが、いかがですか。

○横瀬政府委員　ただいまの御意見は、戦後に行われまして一連の国語施策、「常用漢字表」であるとか「現代かなづかい」であるとか、そういうようなものについての御意見だと思えますけれども、これらの国語施策は国語表記の平明化を図るということ、教育上の負担を軽減したり、あるいは社会生活上の能率を推進するというようなことによりまして、文化水準の向上に役立てようというところでございます。それはそれなりに、相応に実現しているんじゃないかと私どもは考えているところでございます。

ただ、先生がおっしゃったように、それが漢字の制限的な取り扱いに過ぎるのではないかというような、国民に対してそういう印象といいますか、そういう傾向を与えたということもございまして、昭和四十一年から国語審議会で戦後の国語施策の見直しというのをやっております、御承知のように現在には「常用漢字表」とか「現代かなづかい」につきましては目安とか、よりどころというような非常に緩やかな性格のものになつておりまして、そうしたことで一般社会の生活に寄与しているというふうに考えるわけでございまして、これらは、専門的な分野でありますとか、個々人の表記まで縛ろうというものではありませんので、私どもとしては国民一般の広い支持を受けているというふうに思っているところでございまして、どうか御理解をいただきたいわけでございます。

それから、国立国語研究所で計画しております外国人用の日本語教育に関する研究についてお触れになりました。これは「簡約日本語」ということで報道されているわけでございますが、これははたして国語研究所で本年度から調査研究に着手する予定定られたものでございまして、先生もお触れになりましたように、日本語を学ぶ外国人が日本語を覚えやすく、習いやすいものにするということの一つの教材づくりの研究でございます。先般、新聞に報道されましたのはそのほんの一部で、かなり誤解を与えやすいような引用でございますが、第一段階の導入部分について示したものでございます。

これをさらに第二段階、第三段階というふうにな法的な項目を段階的に加味をいたしまして、最終段階では日常の日本語に近づけていくという、そういう教え方の方式の研究であるというふうに言語研究所では申しておりますで、このような日本語の学習を容易に進めるための研究ということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

もちろん、先生から御注意がございましたように、日本語と余りかけ離れたようなものであつては当然ならないわけでございまして、その辺のところはこの研究所におきましても十分承知をして、注意をしてやつていこうというふうに申しておりますので、これはどうか御理解いただきたいわけでございます。

それから最後に、外来語の表記について現在国語審議会は審議しております。表記ということがもちろん中心でございまずけれども、あわせまして外来語のはんらんということについても、これを検討すべきかどうかいろいろ論議もしているところでございますので、そうした論議を見守っていただきたいと思います。

○滝沢委員 「町内に知らぬは亭主ばかりなり」
 なんとというのがありました。知らぬは文部省ばかり
 なりですよ。すぐに、これはもう国民一般に定
 着しているとかなんとかおっしゃるんだけれど
 も、全然定着してはいしな。大体、今日日本人の

幾パーセントが完全に、文部省の言う現代仮名遣いを間違ひなく、そして今の文部省が標準とされている、目安が何か知りませんが、その漢字を使って文章を書ける人が何パーセントいますか。ほとんどいませんよ。専門家だつてまぜこぜで、そのものを書いているんですから。逆に一方、旧仮名遣いといひますか、歴史的仮名遣いと私たちは言つております、そして古い文字、正統漢字と私たち言つております、それに徹して書ける者もほとんどない。もう日本人は両方ごちゃごちゃしてしまつてゐるんですよ。大体、日本語を簡明にするとか平易にする必要なし。そこが間違つてゐるんですよ。平易でないところにいいところがあるんですよ。豊かなる思想と豊かなる感情があらはるんですよ。言葉がたくさんあるんじゃない、語彙が少なくない。語彙が少なくないといふことは思想が単純だといふことです。感情が粗いといふことです。

そして、この平易な外国人のための日本語な
ぜそんな必要があるんですか。旅行する日本人の
ために、どこの国が自分の国の国語を直してお迎
えをしますか。日本人は、外国へ行くときはそれ
をの苦労をして、片言まじりの向こうの言葉を使
うなり、通訳を頼むなり苦労をしているわけだ。
よその国の人が日本に来たら、日本の言葉で
苦労すればいい。そのくらいの様度がなくて、ど
うして我が国が独立国家であり、かつ、世界に冠
たる経済大国でありますか。経済大国であつても
精神的には五等国、ここが問題なんだから、国語
は豊かな方がいい。言葉は複雑なる方がいい。
簡明にすると言うが、簡明にするんだつたらワン
ワンでいい。あれはワンワンだけで、遊びに行つ
たり、いやよ、いやよというような表現をしてい
るわけですから。赤ちゃんだつてバアバアと言
うば、みんなお母さんがわかつてくれる。これは思
想が単純だからです。

ですから、豊かな言葉こそ我が国の誇りじやありませんか。その誇りを文部省が持たないならば、これはもう亡国の兆であるというふうに私は

申し上げさせていただきます。文部省が大いに自信を持って、豊かな日本語を回復していただきますようにお願いしたいと思います。

続きまして、その漢字の制限につきまして、今文部省は反省をされまして、制限から目安に直したと言ふだけでも、どうして法務省は二千百十一字以外の文字を戸籍に受け付けられないのです。子供の幸を願って両親が幾日も相談した結果、あるいはまたふるさとお父さん、お母さんに相談していい名前を決めて持った付けたけれども、役所で受け付けない。最近、私は、サンケイ新聞にそのことの論文を書きました。そうしましたら、おびただしい数の賛成賛成という意見が殺到しています。どうして定着しているんですか。あれはあきらめてつけなかつたのです。何か、せんだつて、少し緩和するような方向で、今要求されている文字はどのようなものか調査してみたいというようなことをおしやしましたけれども、いかがな作業が進んでおりますか。

○南説明員 昭和六十三年の三月二十二日に、衆議院の法務委員会におきまして法務大臣が答弁いたしました。昭和五十六年に常用漢字、人名漢字が制定された以降におきます各市町村の窓口、子の名に制限外の漢字を使用して出生届が出されたことがあるか、あるいはまた出されている場合にはその漢字の字種はどのようなものであるか、これらについて調査するよう準備をしているところでありまして、おそくとも、連休明けには具体的な調査に取りかかりたいというふうに考えております。

この調査の結果、相当数の字種が出てきた場合には、全国連合戸籍事務協議会の意見も聞いた上、必要があれば民事行政審議会でも検討して、その制限の枠を幾らかでも緩和していくかということを考えております。

制限を全廃することについてはどうかというお尋ねもございましたが、これは昭和二十二年に全面改正された現行の戸籍法におきまして、名

に難解な文字を用いることによって生じます本人及び社会一般の不便を避けるため、子の名に用いる文字の制限に關しまして規定が設けられていたものでありますので、これにつきましては制限を全廃する考えはございません。

ただ、昭和二十六年あるいは昭和五十一年、五十六年におきまして、この制限に關しまして字種を追加してきたところでありまして、今後とも国民の要望把握に努めまして、社会情勢の変化に應じ、必要に応じて、子の名に用いることができる漢字の見直しを図っていききたいというふうに考えております。

○滝沢委員 あなた、お若い方だから、幾人のお子さんがおられるか知りませんが、あなたたちの思いつきで日本じゅうの子供のお名前が、この字がだめだつたり、きょうからこの字いいよ、そうなら、先月来た人はこの字にもう一回つけ直していいんですか。そうじゃないでしょう。あなたたちの通牒一本で、あの法律のなかに一本で、きのうまでだめだつた字がきょうから使つてよくなるわけだ。そういうことはおやめなさい。

(鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席) 今すべてが自由と言われている世の中に、せめて子供の名前ぐらいは自由につけさせたらいいかです。難解な名前をつけさせられたために一生涯本人も社会一般も迷惑をするんじゃないか。どことんどあり得ない。そんなことあります。この世界に、自分の子供が名前のご苦労するようになるといつて名前を選ぶ人があります。一見難解に見えても、それはそれなりの親の願いと、よって来る理由があるのです。そして、仮に万が一そういうことがありまして、これは、あの赤軍の子供がそうであつたように、家庭裁判所に申し出れば直すことができるのです。そういう救済の道があるわけですから。

人間の名前を制限したつて、あなた、株式会社法によれば、会社にはどんな難しい漢字を使つたつていいことになつてゐるのです。そして、大抵名字を直すことができないでしょう。ですから

「滝沢」は直せない。「幸助」だけをどうかしてみたつて、そして歴史上の人物に対してだつて、五代前のおじいちゃんに対してだつて私たちがつき合つていくわけですよ。これは直せないでしよう。全然効果のないことです。こういうことはやめた方がよろしいのです。名字を直すことができなくて、名前の分だけ。そして、戦後に生まれた子供に対してだつて、戦前の者、今の我々もそうだけれども、生きてゐる者、亡くなつた人々、それこそさつきも言つたように伊邪那美命、伊邪那岐命とも私たちはつき合うわけだ。そのときに、この文字、直すことができませんか。この世界に、もちろんよその国は文字も簡単な国が多いけれども、名前を制限している国がありませんか。

逆に、国民の良心、良識を信じなさい。信ずる上に立つて法律はできているのです。つまり、今の法律からいふと、あなたたちのつくりましたあの法規によりまして、字を百個書いて「たろ」と読ませたつて受け付けざるを得ないので、これはちよつと字数が多過ぎるやうありませんか。いや、これは全部法務省が言つてゐる字の範囲ですと言われている仕方がないので、しかし、そういう人はいいことになつてゐるんだ。良識を信じてゐるわけですよ。ですから、全部あつてもいいのは開放したつて、そんなばかな名前をつけて一生涯子供を不幸にしよう、この子供の名前を通じて社会一般に迷惑をかけようという人は日本にいないといふことを信じなくちゃいけません。あなたが、撤廃する意思がありませんか。言うほどの立場において日本の政治が動いておるのかどうか知りませんが、そういう不見識なことを言わすに。

そして、もう一つ言いたいことは、役人のやることはだめなんです。警察もそうです。何かという、自分の部下を調べるわけですよ。ですから市役所を調べたつて、市役所では、いや、そういうのはございませんでした。ございせんはすです、その前にちゃんとそこでマスターしてゐる

わけですからね。ですから、それは市役所に聞いたつてわかりません。もう名前をつけるときに、窓口であるいは窓口に行く以前に、名前のつけ方百科事典を見て、問題のないようにやつてゐるのですから。私の息子だつて名前をつけるときに、お父さん、こういう名前をつけたい、それはないからだめだよ。こういうふうな、そこでもうやつてゐるわけですよ。だから、意見広告を出して、そういう例があつた人は申し出てくだいとしたら、おびただしくこれは来ます。サンケイに私がわづか百字書いただけで五十通も来ているわけですからね。市役所へ聞いてもわかりません。意見広告を新聞に出してごらんないテレビに出してごらんない、おびただしい数の、これはやめてくだいというのが来ます。

○南説明員 先生のお尋ねは、結局私もがしよとする調査についての方法だと思ひますが、市町村の窓口といふのは一番市民と接しているところでありまして、そこを通じて調査をしていきたいというふうに考えてゐるわけですよ。

○滝沢委員 何というかたくな頭の持ち主ですか。市役所に聞かないで市民に直接聞きなさいと私は言つてゐるわけだ。そんなところは政府の言いなりになるのは当たり前で、補助金もらつて役場をやつてゐるのですから。市役所に聞かないで、窓口に関かないで、窓の外の市民、国民に聞きなさいと言つてゐるわけだ。そうでなくちゃだめじゃないですか。事ほどさういふ頭の悪い役人を相手に、私たちは日本の国の政治を論じなくてはならないのです。これをしも不幸と言わすして何ぞやと申し上げたいのであります。

大臣、お聞きのようなことですよ。文部省が、あの漢字の制限を思い出して、そして当用漢字というものをつくつて、これ以外の字は使ふなということだつたのです。そのときの精神を今も法務省はかたくなに守つてゐるわけですから、文部省が、これは一つの目標です、このほかの文字も使つていただいて結構ですとなつたのを、壁一つ向こう、いやビル一つ向こうの法務省は知らないわ

けです。私は、竹下内閣の各省庁の整合性を問うという気持ちで、どうかひとつ両省相談をされて、国民にせめて子供の名前ぐらいは自由につけてあげてほしい政治を竹下内閣に望むのですが、望む方が無理でしょうか。自民党の諸君、いかがでしょうか。どうかひとつ、賢明なる御判断をお願いしたいと思います。

最後に、大臣から一言コメントをいただきます。私の質問を終わらせていただきます。(拍手)
○中島国務大臣 滝沢先生の熱烈な御指摘は、よく心に置いて対処したいと思えます。

半分おしかりを受け、半分お褒めいただいたのは文部省の当用漢字表、これは昭和二十一年にできたものでございまして、そのときの事情もございまして、おしかりでも、これは今はよりどころと申しますか目安と申しますが、それぞれの分野や個人個人の表記にまで及ぼすものではない、こういうことになっておりますので、この点で幅広く御活用いただくということになることを望んでおります。

○滝沢委員 いろいろとありがとうございます。また、とにかく文部、法務両省におきましてひとつ御相談をいただきたい。

ただ、最後に確認いたしますが、既に講和条約は発効して占領は終わったのです。マッカーサー以下進駐軍はいないのです。そのことを日本の政治が自覚しなければ、これは日本の民族、将来の大きな不幸の入り口だ。そろそろ占領から目覚めなさいと申し上げざるを得ない、こういう状況であります。

大変長い間ありがとうございます。委員長、御苦労さまでした。大臣以下各位、御苦労さまでした。

○中村委員長 この際、日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同所属委員に再度出席を要請いたしますので、暫時休憩いたします。

午後八時四分休憩

午後八時三十四分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同所属委員に出席を要請いたしました。御出席がありませんので、やむを得ず議事を進めます。

○北川(正)委員 動議を提出いたします。

本案に対する質疑は、これにて終局されんことを望みます。

○中村委員長 北川正恭君の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立総員。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○中村委員長 この際、本案に対し、町村信孝君から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。町村信孝君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○町村委員 たいい議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の施行期日は、本年「四月一日」としてありますが、既にその期日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに国立学校設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

まず、町村信孝君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、たいい可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中村委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

たいい議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○中村委員長 次回は、来る二十二日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十七分散会

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

もの」を「当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するもの」に改める。

第四十六条中「四年以上」を「三年以上」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(技能教育施設の指定についての経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の学校教育法第四十五条の二第一項の規定により技能教育のため施設についてされた文部大臣の指定は、改正後の学校教育法第四十五条の二第一項の規定によりされた都道府県の教育委員会の指定とみなす。

理由

臨時教育審議会の答申を受け、高等学校の多様化・弾力化等を図るため、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の修業年限を弾力化するとともに、それらの課程と連携できる技能教育施設の指定を都道府県の教育委員会において行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「おかれる」を「置かれる」に改め、「第六条の規定にかかわらず、当該市町村委員会の委員のうちから」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村委員会は、必要があると認める場合には、第六条の規定にかかわらず、都道府県委員

会に改める。

市町村委員会は、必要があると認める場合には、第六条の規定にかかわらず、都道府県委員

会に改める。

市町村委員会は、必要があると認める場合には、第六条の規定にかかわらず、都道府県委員

会の承認を得て、当該市町村委員会の委員である者を兼ねて教育長に任命することができる。

5 教育長の任期は、四年とする。

第十六条に次の一項を加える。

6 教育長は、再任されることが出来る。

第十七条第三項ただし書中「市町村委員会の教育長」を「市町村委員会の委員を兼ねる教育長」に改める。

第二十二條中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際、現に在任する都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に置かれる教育委員会以下この項において「都道府県委員会」という。)の教育長は、この法律の施行の日に任命された者とみなす。ただし、その者の任期は、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第十六条第五項の規定にかかわらず、四年以内で都道府県委員会が定める。

3 この法律の施行の際、現に在任する市(特別区を含み、指定都市を除く。)町村及び法第二条の市町村の組合に置かれる教育委員会の教育長は、法第十六条第四項の規定により任命された者とみなし、その任期は、当該教育委員会の委員に任命された日から起算する。

(教育公務員特例法の一部改正)

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。」を削る。

理由

臨時教育審議会の答申を受けて、教育委員会の活性化を図るため、市町村教育委員会の教育長を委員のうちから任命しなければならぬ制度を廃止し、及び教育長の職を任期制とし、その任期を四年とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)
第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条・第二十条の二」に改める。

第二十条第二項中「限る。」の下に「第二十条の二第三項を除き、」を加える。

第十三条の二中「公立学校(大学及び高等専門学校を除く。以下この条において同じ。)」を「公立の小学校等」に改め、「第二十二條第一項」の下に「(前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「公立学校の」を「公立の小学校等の」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る国家公務員法第五十九条第一項に規定する採用については、同項中「六月を下らない期間」とあるのは、「一年」として同項の規定を適用する。

2 公立の小学校等の教諭等に係る地方公務員法第二十二條第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

同項の規定を適用する。
第三章第二十條の次に次の一條を加える。

(初任者研修)

第二十條の二 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者が定める初任者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

3 任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次条第一項において同じ。)は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

4 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

第二十一條第一項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條」を「第四十七條の二」に改める。

第四十條中「第二十二條第一項」の下に「(教育公務員特例法第三十三條の二第二項の規定において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同条同項」を「地方公務員法第二十二條第一項」に改める。

第四章第二節第四十七條の次に次の一條を加える。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第四十七條の二 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十条の二第二項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、学校教育法第四條に規定する定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定めを適用するものとする。

第五十八條第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」を「指定都市」に改め、同条第二項中「及び教育公務員特例法第十九條第二項」を「教育公務員特例法第十九條第二項並びに第二十条の二第一項及び第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から

施行する。

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第二条 幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の任命権者については、当分の間、改正後の教育公務員特例法(以下「新法」という。)

第二十条の二第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会(採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。))に対して、昭和六十四年度から昭和六十七年度までの年度で政令で指定する年度から、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市(指定都市を除く。)、町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については適用しない。

(初任者研修の実施等に関する経過措置)

第三条 小学校、中学校及び高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部(以下この条において「特定小学校等」という。)の教諭等に対する新法第二十条の二第一項の初任者研修は、昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度においては、同項の規定にかかわらず、特定小学校等の教諭等に採用される者の数の推移その他の事情を考慮し、政令で指定する学校の教諭等に対しては、これを実施しないことができる。

2 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定

は、前項の政令で指定する学校以外の特定小学校等の教諭等について適用し、これらの規定が適用される日前に当該特定小学校等の教諭等に採用された者については、なお従前の例による。

理由

臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質能力の一層の向上を図るため、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の任命権者に対し、現職教員の研修の一環として、教諭等に採用した日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修の実施を義務づけるとともに、教諭等の条件附採用期間を一年とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「昭和六十三年十月一日」に改める。